

厚生労働省発年0803第2号
令和2年8月3日

写

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣
加藤 勝信

諮問書

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第1項第1号の規定により、別紙1のとおり年金積立金管理運用独立行政法人の令和元事業年度における業務の実績の評価を行うことについて、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第29条第3号の規定に基づき諮問する。

令和元事業年度業務実績評価書（案）

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第3期）
	中期目標期間	平成27～令和元年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	年金局	担当課、責任者	資金運用課 石川 賢司 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 溝口 進 政策評価官

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
<p>○ 本法人の業務実績等の総合的な評定については、年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第2項の読替規定により、中期計画の実施状況の調査及び分析のほか、同条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証の結果を踏まえて実施することとされている。また、同法第29条第3号の規定により、独立行政法人通則法第32条第1項の評価を行おうとするときは、社会保障審議会に諮問しなければならないとされている。</p>

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
		B	B	B	B	B
評定に至った理由	項目別評定は12項目中Bが7項目、Aが5項目であり、「厚生労働省独立行政法人評価実施要領」に基づきBとした。また、全体の評定を引き下げる事象はなかった。自主運用開始以降の実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）は2.39%であり、これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えている。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	全体として、おおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。なお、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	○年金積立金管理運用独立行政法人法第28条第1項に規定する年金積立金の運用が年金財政に与える影響についての検証結果。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	運用改善等と内部統制等の体制の一層の強化は不断の課題であり、引き続き鋭意取り組むことが求められる。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない
その他特記事項	特に記載すべき事項はない

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
年金積立金の管理及び運用業務					A	I	
管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B ○	B ○	B ○	B○ 重	B○ 重	I-1	
リスク管理	B ○	B ○	B ○	B○ 重	A○ 重	I-2	
運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	A	A	A	I-3	
透明性の向上	B ○	B ○	B ○	A○ 重	A○ 重	I-4	
基本ポートフォリオ等	B	B	B	B	A	I-5	
管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	A	A	A	I-6	
管理及び運用能力の向上	B	B	B	B	B	I-7	
調査研究業務	B	B	B	B	B	I-8	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
効率的な業務運営体制の確立	B	B	B	B	B	II-1	
業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	B	B	B	II-2	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	III-1	
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B	B	B	B	IV-1	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付している。
 重点化の対象とした項目については、各標語の欄に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I	年金積立金の管理及び運用業務

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
									予算額（千円）	-	-	-	-	-
									決算額（千円）	-	-	-	-	-
									経常費用（千円）	-	-	-	-	-
									経常利益（千円）	-	-	-	-	-
									行政コスト（千円）	-	-	-	-	-
									従事人員数	-	-	-	-	-

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	I 年金積立金の管理及び運用業務（以下略）	<主な定量的指標> - <その他の指標> - <評価の視点> 国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図るため、(1)管理運用の基本的な方針、運用の目標、(2)リスク管理、(3)運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項、(4)透明性の向上、(5)基本ポートフォリオ等、(6)管理及び運用に関し遵守すべき事項、(7)管理及び運用能力の向上、(8)調査研究業務の各項目を実施したか。	(1)管理運用の基本的な方針、運用の目標【B】 (2)リスク管理【B】 (3)運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項【A】 (4)透明性の向上【A】 (5)基本ポートフォリオ等【B】 (6)管理及び運用に関し遵守すべき事項【A】 (7)管理及び運用能力の向上【B】 (8)調査研究業務【B】	<評定と根拠> 評定：B 「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」、「透明性の向上」及び「管理及び運用に関し遵守すべき事項」については、所期の目標を上回る成果を得たものとし、その他の5項目については所期の目標を達成したものと評価をしたところ、年金積立金の管理及び運用業務全体を通じては、所期の目標を達成したものと評価した。 <課題と対応> なし	評定 A <評定に至った理由> 「法人は、年金積立金の管理及び運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、年金積立金の管理及び運用業務に関する評価項目8項目のうち6項目（「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」、「リスク管理」、「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」、「透明性の向上」、「基本ポートフォリオ等」及び「管理及び運用に関し遵守すべき事項」）がより重要となる。当該6項目のうち5項目（「リスク管理」、「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」、「透明性の向上」、「基本ポートフォリオ等」及び「管理及び運用に関し遵守すべき事項」）について所期の目標を上回って達成していることから、年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	管理・運用の基本的な方針、運用の目標		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年1回検討	年1回	7回（見直しの回数）	5回（見直しの回数）	7回（見直しの回数）	3回（見直しの回数）	1回（見直しの回数）		予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				-
									決算額（千円）					-
									経常費用（千円）					-
									経常利益（千円）					-
									行政コスト（千円）					-
各資産毎のベンチマーク収益率の確保*	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	-0.23%	+0.05%	+0.06%	+0.05%	+0.13%		従事人員数	-	-	-	-	
		国内株式に対する超過収益率	+0.02%	+0.20%	-0.21%	-0.05%	-0.20%							
		外国債券に対する超過収益率	-0.58%	+2.19%	-0.52%	+0.24%	-0.82%							
		外国株式に対する超過収益率	+0.03%	-0.41%	+0.46%	-0.09%	+0.32%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価					主務大臣による評価	
				業務実績			自己評価			
第3 国民に対	第1 国民に	第1 国民に		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する	<評定と根拠>		評定	B		

<p>して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」</p>	<p>対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるよ</p>	<p>対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるよ</p>		<p>ためとるべき措置</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成27年4月に厚生労働大臣から示された第3期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保することとされた。第3期中期計画においては、平成26年10月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリオを継続した。 第3期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に関すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、令和元年8月1日付で改正を実施し、ホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 (令和元年8月1日改正) 運用受託機関の総合評価において実施してきた運用プロセスにおけるESGの考慮について、PRIの定義を踏まえ、明確にする改正を行った。</p>	<p>評価：B 「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」は、専ら被保険者の利益のために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこととされている。さらに、経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努め、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされているのに対し、ベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中2資産（国内債券、外国株式）について、プラスの超過収益率を確保した。なお、運用資産全体に係る収益率（-5.20%）と複合ベンチマーク収益率（-4.94%）を比較すると、資産配分要因において、特に第4四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.20%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で-0.05%となった。 中期目標期間(平成27年4月～令和2年3月)のベンチマーク収益率に対する超過収益率については、国内債券、国内株式及び外国株式については、ベンチマーク並みの収益率を確保し、外国債券についてはプラスの超過収益率を確保している。なお、中期目標期間(平成27年4月～令和2年3月)の運用資産全体に係る</p>	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 長期金利が極めて低い水準にあるなど運用環境が厳しい状況が続くと見込まれる中で、市場動向等を的確に把握し、適切なリスク管理を行いつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。</p>
--	---	---	--	--	--	--

<p>(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。)が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。</p>	<p>うにするための基本的な指針(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。)が平成27年10月1日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリ</p>	<p>うにするための基本的な指針(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号) (以下「積立金基本指針」という。)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、管理運用主体(管理運用法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリ</p>								<p>収益率(0.93%)と複合ベンチマーク収益率(1.21%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の高かった国内債券のアンダーウェイト等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.27%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.02%となった。</p> <p>平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。経営委員会は、令和元(平成31)年度に18回開催し、管理運用の方針、中期計画、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員職務の執行の監督等の業務を行ったほか、経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、第4期中期計画(5ヵ年計画)に向けた、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初めてとなる基本ポートフォリオを策定した。</p> <p>監査委員会は、令和元(平成31)年度に21回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p>		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確</p>	<p>オ)という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執</p>	<p>行う。</p> <p>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成31年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決</p>		<p>2. 国民から一層信頼される組織体制の確立</p> <p>公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第104号)による年金積立金管理運用独立行政法人法(平成16年法律第105号。以下「法」という。)の改正に伴い、①独任制から合議制への転換、②「意思決定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置し、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めた。</p> <p>経営委員会は、令和元(平成31)年度に18回開催し、管理運用の方針、中期計画、年度計画、業務概況書等の重要事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行ったほか、経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、第4期中期計画(5ヵ年計画)に向けた、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初めてとなる基本ポートフォリオを策定した。</p> <p>【経営委員会開催実績】</p> <p>第22回 平成31年4月11日</p> <p>第23回 令和元年5月16日</p> <p>第24回 令和元年6月6日</p> <p>第25回 令和元年6月28日</p> <p>第26回 令和元年7月18日</p> <p>第27回 令和元年8月27日</p>								
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>化を目的として、平成29年10月1日から法人に経営委員会及び監査委員会が設置される。経営委員会は、別紙に掲げる法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携を行う。また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、法人を代表し経営委員会の定めるところに従って法人の業務を総理する。管理運用業務担</p>	<p>行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携を行う。また、理事長は、合議制の経営委員</p>	<p>定・監督」と「執行」の分離、執行部の責任と権限の明確化を目的として、平成29年10月1日から管理運用法人に経営委員会及び監査委員会を設置した。経営委員会は、管理運用法人の重要事項について議決し、その方針に沿って、理事長及び管理運用業務担当理事等の役職員が与えられた責任と権限の下で専門性やその裁量を発揮し、適切に業務を執行の監督等の業務を行う。監査委員会は、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員会と必要な連携を行う。また、理事長は、合議</p>		<p>第28回 令和元年9月30日 第29回 令和元年10月6日 第30回 令和元年10月11日 第31回 令和元年10月18日 第32回 令和元年10月24日 第33回 令和元年11月18日 第34回 令和元年12月2日 第35回 令和元年12月23日 第36回 令和2年1月9日 第37回 令和2年2月6日 第38回 令和2年3月9日 第39回 令和2年3月26日</p> <p>監査委員会は、令和元（平成31）年度に21回開催し、監査委員会の運営に関する事項及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コンプライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点から、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。</p> <p>【監査委員会開催実績】</p> <p>第28回 平成31年4月10日 第29回 平成31年4月19日 第30回 令和元年5月13日 第31回 令和元年5月27日 第32回 令和元年6月5日 第33回 令和元年6月24日 第34回 令和元年7月17日 第35回 令和元年8月22日 第36回 令和元年9月20日 第37回 令和元年9月20日 第38回 令和元年9月26日 第39回 令和元年10月8日 第40回 令和元年10月23日 第41回 令和元年11月15日 第42回 令和元年11月28日 第43回 令和2年1月8日 第44回 令和2年2月4日 第45回 令和2年2月26日 第46回 令和2年3月5日 第47回 令和2年3月17日 第48回 令和2年3月27日</p> <p>また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理した。</p>	
--	---	---	--	--	--

<p>当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べるができることとなる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努めること。</p>	<p>会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>	<p>制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとともに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法人の業務を総理する。管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関し意見を述べることができる。</p> <p>本改正の趣旨・内容を十分に踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される組織体制の確立に努める。</p>		<p>管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>年金積立金の運用は、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第2条の4第1項及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り(積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。)1.7%を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な</p>	<p>に努める。</p> <p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。</p> <p>② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成31年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。また、ベンチマークとなり得るインデックスに</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1)各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。</p>	<p>3. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1)運用の目標</p> <p>① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしているが、令和元年度においては、外国債券の資産構成割合が乖離許容幅の上限を超過した際には、予め規定されている内部手続に則り、経営委員会への報告を行いながら運用を行った。</p> <p>②</p> <p>【運用受託機関の選定】</p> <p>運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>安定的な超過収益率の確保を目的として、平成30年度より進めていた外国債券アクティブ(ハイ・イールド)について第3次審査を行い、新規選定先4社と既存の2社を選定した。</p> <p>また、外国債券パッシブ(MBS-TBA)の審査を行い、2社を選定した。</p> <p>さらに安定的な超過収益率の確保の観点から、外国株式アクティブにおいて、マルチマネジャーの選定を行い、選定公募先の運用機関を絞り込むための第3次審査を実施したほか、国内株式アクティブのバリュー型について、運用受託機関構成の見直しのための審査を行った(2次審査まで終了)。</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>(1)4資産中2資産(国内債券、外国株式)について、プラスの超過収益率を確保することができたものの、他の2資産(国内株式、外国債券)についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。</p> <p>国内債券については、+0.13%の超過収益率となった。</p> <p>国内債券においては、パッシブ運用について、概ねベンチマーク並みの収益率となったが、アクティブ運用については、国債セクターの時価構成割合がBMに比べて低めになっていたこと等がプラスに寄与した。</p> <p>国内株式については、-0.20%の超過収益率となった。</p> <p>国内株式においては、アクティブ運用とパッシブ運用のスマートベータにおいて割安株をオーバーウェイトしていたが、年間を通じて割安株が不振であったことからこの点がマイナスに寄与した。また、小型株のアクティブ運用を採用していることも大型優位の市場環境の中でマイナスに寄与した。</p> <p>外国債券については、-0.82%の超過収益率となった。</p> <p>外国債券においては、アクティブ運用において、社債等のクレジット商品をオーバーウェイトしていたが、市場の混乱を受けて、クレジット商品全般のパフォーマンスが低迷したことがマイナスに寄与した。</p> <p>外国株式については、+0.32%超過収益率となった。</p> <p>外国株式においては、アクティブ運用において成長株(グロース)をオーバーウェイトし、割安株(バリュー)をアンダーウェイトしていたが、令和元年度の外国株式</p>	
---	--	---	---	--	--	--

<p>歪めないよう配慮すること。</p> <p>上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p> <p>(2)ベンチマーク収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p> <p>上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標</p>	<p>る情報収集・分析を行うため、インデックス・エントリー制(仮称)の導入について検討する。</p>	<p>(2)各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。</p>	<p>【運用受託機関の管理及び評価】</p> <p>ア 運用受託機関の管理は、毎月1回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を行うことにより行うこととしている。</p> <p>選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。</p> <p>令和元年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月1回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。</p> <p>定期ミーティングを次のとおり実施した。なお、平成30年度の総合評価は平成29年度に総合評価方法の変更(従来の定性評価(運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等)及び定量評価(パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価)に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証結果を踏まえて、実施した。</p> <p>総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。</p> <p>平成30年度総合評価ミーティング(平成30年度再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券運用受託機関(4ファンド)： アクティブ4ファンド ii 外国債券運用受託機関(11ファンド)： アクティブ10ファンド、パッシブ1ファンド iii 国内株式運用受託機関(11ファンド)： アクティブ11ファンド iv 外国株式運用受託機関(9ファンド)： アクティブ9ファンド <p>令和元年度総合評価ミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> i 外国債券運用受託機関(7ファンド)： アクティブ5ファンド、パッシブ2ファンド iii 国内株式運用受託機関(8ファンド)： アクティブ6ファンド、パッシブ2ファンド iv 外国株式運用受託機関(5ファンド)： アクティブ3ファンド、パッシブ2ファンド <p>平成30年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し解約・警告をするな</p>	<p>市場はグロース優位であったことからプラスに寄与した。</p> <p>(2)業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。</p> <p>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定については、業務方針に基づき候補者を評価し選定している。令和元年度においては、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関の選定、グローバル不動産分野の運用受託機関選定の最終選考先の絞込みを行った。</p> <p>令和元年度中に投資開始後2年を経過した運用受託機関4社(インフラストラクチャー3社、国内不動産1社)および投資初年度を経過したグローバル不動産分野の運用受託機関1社の年間の運用状況及び管理状況について、コンサルタントの評価も参考としながら、業務方針に基づく総合評価を実施。いずれの社も一定以上の評価結果(「優れている」となった。評価結果のフィードバックを運用受託機関に行い、改善要望事項の申し入れも行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	--	--	---	---	--	--

	を用いる。			<p>ど適切な対応を実施した。</p> <p>解約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式アクティブ…1ファンド <p>警告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国債券アクティブ…2ファンド ・国内株式アクティブ…2ファンド ・国内株式パッシブ…2ファンド <p>令和元年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対して警告の決定をするなど適切な対応を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内株式アクティブ…3ファンド ・国内株式パッシブ…2ファンド ・外国株式パッシブ…1ファンド <p>イ 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の時価総額型の国内株式パッシブ及び外国株式パッシブからそれぞれの資産のESGパッシブへ資産移管を進めた。</p> <p>また、外国債券アクティブ（ハイ・イールド）において、平成30年度から引き続き審査を進め、3次審査・選定したほか、令和元年度には外国債券パッシブにおいてMBS-TBAパッシブファンドの選定を行った。</p> <p>ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成30年度の総合評価結果に基づき、国内株式パッシブにおいて、一部回収となった運用受託機関から配分先の運用受託機関へ資産移管を進めた。 ii 外国債券アクティブにおいて、ファンドのキーパーソンが交代することに伴い、運用の継続性等を確認した結果解約した。 <p>エ 市場運用部内を投資グループ（ファンドへの配分・回収を判断）、評価グループ（総合評価を実施）、支援グループ（市場運用部内の事務支援を実施）に役割を分担し適切にリソースを分けることにより、運用受託機関の適切な管理・評価を行った。</p> <p>オ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA導入のための取り組みを進めた。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的となり、報告資料の分析に時間を割くことが可能となった。</p> <p>カ 分析ツールの活用により運用受託機関からの報告書を簡略化し、負担の軽減に努めた。</p> <p>キ 外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和元年度収益額：85億円</p> <p>外国株式ファンドにおける貸付運用（レンディング）の令和元年度収益額：93億円</p> <p>なお、外国株式のレンディングについては、超長期的なアセットオーナーであること、スチュワードシップの責任を果たす観点から、経営委員会での議論を踏まえて順次停止した。</p>	
--	-------	--	--	---	--

					<p>ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第1.2.(2)【自家運用】において詳述。）。</p> <p>自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した</p> <div data-bbox="1068 451 1697 892" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【令和元年度末時点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOMURA-BPI 「除く ABS」 型パッシブファンド 貸付運用資産：3,300億円 収益額：1億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：3兆4,000億円 収益額：9億円 ・キャッシュアウト等対応ファンド 貸付運用資産：-億円（令和2年3月解約） 収益額：10億円 </div> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関（ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ）の選定】</p> <p>運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。</p> <p>令和元年度においては、マネジャー・エントリー制を活用した公募により、運用受託機関を新たにプライベート・エクイティ分野で1社採用した。同分野においてはグローバル市場対象の他1社、日本市場対象の1社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉中。また、グローバル不動産分野においても最終選考先として絞り込んだ運用受託機関2社と契約締結に向け交渉中。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関の管理】</p> <p>採用した運用機関の管理は、月次および四半期毎に投資の進捗状況、案件のパイプラインや運用実績等について報告を求め、適宜必要な措置を取ることにより行うこととしている。令和元年度においては、インフラストラクチャー分野及び国内外不動産分野で採用した運用受託機関と上記のような定期的なミーティングを実施した。</p> <p>また、採用した各運用機関に関し、管理運用法人の ESG インテグレーションの考え方に則して改定した評価基準に基づいた総合評価を実施し、インフラストラクチャー分野の運用機関については、それぞれの投資進捗も勘案したうえで、総合評価の結果が優れているものについて追加のコミットメントを付与した。</p> <p>【オルタナティブ資産への投資】</p> <p>インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託</p>	
--	--	--	--	--	--	--

			<p>(3)各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当該乖離についての分析が行われ、必要な対応がと</p>	<p>機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和2年3月末現在の残高は5,451億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資残高の積み上げを行った結果、令和2年3月末現在の残高は185億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和2年3月末現在の残高は3,808億円となった。</p> <p>【インデックス・ポスティング】</p> <p>令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制（仮称）をインデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始した。募集分野は、ESG分野のうち当法人による投資が行われていない下記3分野とし、指数に関する情報収集・分析を実施した。</p> <p>① 外国株 ESG 総合指数 (ESG の要素を総合的に構成銘柄選定やウエイト付けに反映した指数など)</p> <p>② 外国株ダイバーシティ指数 (女性活躍等に関する要素を構成銘柄選定やウエイト付けに反映した指数など)</p> <p>③ 債券環境指数</p> <p>(a) グリーンボンド指数</p> <p>(b) 環境の要素を構成銘柄選定やウエイト付けに反映した債券指数など</p> <p>(c) その他 ((a) と (b) のハイブリッド型の債券指数など)</p> <p>またインデックス・ポスティングで受け付けたインデックスの情報を効率的に蓄積し、財務情報や ESG 情報を含む非財務情報などと統合して、分析する基盤 (IDEAS : Index Data Entry and Analysis System) の整備を進めた。</p> <p>令和元年度末時点で、①外国株 ESG 総合指数、及び②外国株ダイバーシティ指数にそれぞれ6社から、③債券環境指数に7社からの情報提供があった。提供された情報の分析の結果、①外国株 ESG 総合指数、及び②外国株ダイバーシティ指数について、契約候補先をそれぞれ1社選定した。</p> <p>【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】</p> <p>令和元 (平成31) 年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。</p> <p>●平成31年4月～令和2年3月</p>	<p>(3) 各運用受託機関等の運用状況について、毎月1回、報告を受けるとともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考え</p>	
--	--	--	--	--	--	--

られているか。

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.13
パッシブ運用	+0.07
アクティブ運用	+0.31
国内株式	-0.20
パッシブ運用	-0.01
アクティブ運用	-2.08
外国債券	-0.82
パッシブ運用	+1.45
アクティブ運用	-6.87
外国株式	+0.32
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	+3.17

令和元年度においては、国内債券及び外国株式については、プラスの超過収益率となり、国内株式及び外国債券はマイナスの超過収益率となった。

国内債券については、+0.13%の超過収益率となった。

国内債券においては、パッシブ運用について、概ねベンチマーク並みの収益率となったが、アクティブ運用については、国債セクターの時価構成割合がBMに比べて低めになっていたこと等がプラスに寄与した。

国内株式については、-0.20%の超過収益率となった。

国内株式においては、アクティブ運用とパッシブ運用のスマートベータにおいて割安株をオーバーウェイトしていたが、年間を通じて割安株が不振であったことからこの点がマイナスに寄与した。また、小型株のアクティブ運用を採用していることも大型優位の市場環境の中でマイナスに寄与した。

外国債券については、-0.82%の超過収益率となった。

外国債券においては、アクティブ運用において、社債等のクレジット商品をオーバーウェイトしていたが、市場の混乱を受けて、クレジット商品全般のパフォーマンスが低迷したことがマイナスに寄与した。

外国株式については、+0.32%の超過収益率となった。

外国株式においては、アクティブ運用において成長株（グロース）をオーバーウェイトし、割安株（バリュー）をアンダーウェイトしていたが、令和元年度の外国株式市場はグロース優位であったことからプラスに寄与した。

中期計画期間の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。

●平成27年4月～令和2年3月

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.01
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	-0.13
国内株式	-0.06
パッシブ運用	-0.09
アクティブ運用	+0.20
外国債券	+0.13
パッシブ運用	+0.31
アクティブ運用	-0.48
外国株式	+0.08
パッシブ運用	+0.00
アクティブ運用	+1.04

国内債券、国内株式及び外国株式については、ベンチマーク並みの収益率を確保し、外国債券についてはプラスの超過収益率を確保している。

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ファンド要因 ①	ベンチマーク 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①+②+③
国内債券	+0.13%	-0.00%	-0.00%	+0.13%
国内株式	-0.03%	-0.15%	-0.02%	-0.20%
外国債券	-0.77%	+0.05%	-0.10%	-0.82%
外国株式	+0.30%	+0.05%	-0.02%	+0.32%

(注1)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。

(注2)ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。

(注3)その他要因とは、各ファンドの平残ウェイトを使用することによる計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-0.36%	-0.49%	+0.13%	+0.13%	-0.00%	-0.00%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)
ファンド要因	+0.00%	+0.00%	+0.04%
ベンチマーク要因	+0.04%	+0.11%	-0.01%

	NOMURA-BPI 物価連動国債プラス (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	+0.04%	+0.03%	+0.02%	+0.13%
ベンチマーク要因	+0.05%	-0.19%	+0.00%	-0.00%

[外国債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	ベンチマーク (現地通貨建)	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
3.55%	4.37%	9.20%	-0.82%	-0.77%	+0.05%	-0.10%

	世界国債 (パッシブ)	世界国債 その他 (パッシブ)	米国債 (パッシブ)	米国債 円ヘッジ (パッシブ)	米国債 1-3年 (パッシブ)	欧州国債 (パッシブ)	欧州国債 円ヘッジ (パッシブ)
ファンド要因	+0.12%	-0.00%	+0.04%	+0.00%	+0.00%	+0.01%	+0.01%
ベンチマーク要因	+0.00%	-0.02%	+0.99%	+0.15%	-0.04%	-0.29%	+0.10%

	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)	欧州総合 (アクティブ)	米国ハイイールド (アクティブ)	欧州ハイイールド (アクティブ)
ファンド要因	-0.79%	-0.12%	-0.00%	+0.01%	+0.01%
ベンチマーク要因	-0.50%	+0.06%	-0.11%	-0.10%	-0.10%

	エマージング米ドル (アクティブ)	エマージング現地通貨 (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	-0.01%	-0.05%	-0.00%	-0.77%
ベンチマーク要因	-0.03%	-0.07%	+0.00%	+0.05%

[国内株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-9.71%	-9.50%	-0.20%	-0.03%	-0.15%	-0.02%

	TOPIX (パッシブ)	JPX日経 400 (パッシブ)	RUSSELL/ NOMURA Prime (パッシブ)	MSCIジャパン ESG セレクト・ リーダーズ (パッシブ)	MSCI日本株 女性活躍 (パッシブ)
ファンド要因	+0.02%	+0.00%	+0.00%	-0.02%	-0.01%
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.02%	+0.01%	+0.16%	+0.08%

	FTSE Blossom Japan (パッシブ)	S&P/ JPX カーボン (パッシブ)	S&P GIVI Japan (パッシブ)	野村RAF1 (パッシブ)
ファンド要因	-0.01%	-0.01%	-0.01%	+0.00%
ベンチマーク要因	+0.04%	+0.00%	-0.15%	-0.14%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap Growth (アクティブ)	MSCI Japan Small (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	-0.03%	+0.03%	-0.00%	-0.02%	-0.00%	+0.01%	-0.03%
ベンチマーク要因	+0.00%	-0.14%	-0.01%	-0.01%	-0.02%	+0.00%	-0.15%

[外国株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	ベンチマーク (現地通貨建)	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-13.08%	-13.40%	-9.69%	+0.32%	+0.30%	+0.05%	-0.02%

	ACWI (パッシブ)	北米 (パッシブ)	欧州中東 (パッシブ)	太平洋 (パッシブ)	エマージング (パッシブ)	S&P カーボン (パッシブ)
ファンド要因	+0.03%	-0.02%	+0.00%	-0.00%	+0.00%	-0.00%
ベンチマーク要因	-0.05%	+0.11%	-0.04%	-0.02%	-0.01%	+0.02%

	ACWI (アクティブ)	先進国 (アクティブ)	エマージング (アクティブ)	オルタナティブ (アクティブ)	合計
ファンド要因	+0.06%	+0.16%	+0.00%	+0.07%	+0.30%
ベンチマーク要因	+0.00%	+0.07%	-0.04%	-0.00%	+0.05%

(4)ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。

(4)ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、所期の目標を達成していると考えている。

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債、NOMURA-BPI/GPIF Customized、NOMURA J-TIPS Index（フロアあり）及びNOMURA-BPI物価連動国債プラスの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）
国内株式	TOPIX（配当込み）
外国債券	FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）
外国株式	MSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の3つの要因に分解すると、次のとおりである。

	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 （誤差含む） ③	①+②+③
国内債券	-0.69%	+0.04%	-0.01%	-0.66%
国内株式	-0.03%	-0.05%	+0.00%	-0.08%
外国債券	+0.69%	-0.12%	-0.08%	+0.49%
外国株式	-0.23%	+0.08%	+0.01%	-0.14%
短期資産	+0.07%	+0.00%	+0.00%	+0.07%
合計	-0.20%	-0.05%	-0.00%	-0.25%

運用資産全体に係る収益率（-5.20%）と複合ベンチマーク収益率（-4.94%）を比較すると、資産配分要因において、特に第4四半期に複合ベンチマーク収益率よりも、ベンチマーク収益率の高かった国内債券を基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウェイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.20%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で-0.05%となった。

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析（平成27年4月～令和2年3月）】

			(5)年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>資産配分要因 ①</th> <th>個別資産要因 ②</th> <th>その他要因 (誤差含む) ③</th> <th>①+②+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内債券</td> <td>-0.15%</td> <td>+0.00%</td> <td>-0.01%</td> <td>-0.15%</td> </tr> <tr> <td>国内株式</td> <td>-0.06%</td> <td>-0.01%</td> <td>+0.00%</td> <td>-0.07%</td> </tr> <tr> <td>外国債券</td> <td>+0.17%</td> <td>+0.01%</td> <td>-0.02%</td> <td>+0.17%</td> </tr> <tr> <td>外国株式</td> <td>-0.11%</td> <td>+0.02%</td> <td>+0.00%</td> <td>-0.09%</td> </tr> <tr> <td>短期資産</td> <td>-0.12%</td> <td>+0.00%</td> <td>+0.00%</td> <td>-0.12%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>-0.27%</td> <td>+0.02%</td> <td>-0.03%</td> <td>-0.27%</td> </tr> </tbody> </table> <p>運用資産全体に係る収益率(0.93%)と複合ベンチマーク収益率(1.21%)を比較すると、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりも収益率の高かった国内債券のアンダーウェイト等がマイナスに寄与し、資産全体で-0.27%となった。また、個別資産要因は、資産ごとにプラスマイナスがあるが、全体で+0.02%となった。</p>		資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③	国内債券	-0.15%	+0.00%	-0.01%	-0.15%	国内株式	-0.06%	-0.01%	+0.00%	-0.07%	外国債券	+0.17%	+0.01%	-0.02%	+0.17%	外国株式	-0.11%	+0.02%	+0.00%	-0.09%	短期資産	-0.12%	+0.00%	+0.00%	-0.12%	合計	-0.27%	+0.02%	-0.03%	-0.27%	(5)業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考えます。	
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 (誤差含む) ③	①+②+③																																					
国内債券	-0.15%	+0.00%	-0.01%	-0.15%																																					
国内株式	-0.06%	-0.01%	+0.00%	-0.07%																																					
外国債券	+0.17%	+0.01%	-0.02%	+0.17%																																					
外国株式	-0.11%	+0.02%	+0.00%	-0.09%																																					
短期資産	-0.12%	+0.00%	+0.00%	-0.12%																																					
合計	-0.27%	+0.02%	-0.03%	-0.27%																																					
				<p>〈課題と対応〉</p> <p>特になし</p>																																					

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	リスク管理		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討した回数。	適切なリスク管理	月 1 回以上	年間 51 回	年間 52 回	年間 44 回	年間 32 回	年間 35 回			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
リバランスによるリスク変化量について分析した回数	適切なリスク管理	—	—	5 回	8 回	8 回	10 回			決算額（千円）				
										経常費用（千円）	—	—	—	—
										経常利益（千円）	—	—	—	—
										行政コスト（千円）	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価			
(3)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等	(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資すること	(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。		(2)年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、運用リスク管理規程に基づき、資産全体および各資産について、評価ベンチマークとマネジャー・ベンチマークのリターン・リスク分析や、各マネジャーのパフォーマンスとマネジャー・ベンチマークのリターン・リスク分析を充実化した。 リバランスについては、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。		<評価と根拠> 評価：B 「リスク管理」は、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月 1 回把握し、新たに VaR レシオを導入して複眼的なリスク管理を強化した。また、フォワード		評価	A
			<評価に至った理由> 中期目標においては、年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理について、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととしている。 法人においては、「年金						

<p>の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、</p>	<p>また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p>① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑</p>	<p><評価の視点> (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p>	<p>なお、各資産の資産管理機関については、資産管理業務における資産管理能力の低下や不祥事等の問題が発生した際の資産管理業務継続の観点から、従来の1資産1資産管理機関体制から1資産複数資産管理機関体制への移行が決定しており、平成30年度は国内株式、外国債券において移行を実施し、令和元年度は短期資産において移行を実施した。 オルタナティブ投資については、リスクをより適切に管理する目的で前年度に見直しを行ったオルタナティブ資産固有のリスク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、オルタナティブ投資室ミドルチームと運用リスク管理室がより密に連携してリスク管理を実施したほか、パフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理を通じ、リスク管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月報告を行っている。</p> <p>【乖離状況の把握等】 令和元（平成31）年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、令和2年1月より外国債券の構成割合が乖離許容幅を超過したが、予め、経営委員会の了承を得るとともに、その状況を毎回経営委員会に報告している。（各資産の乖離許容幅についてはP.45基本ポートフォリオを参照） 為替ヘッジ付き外国債券については、リスク・リターン特性が国内債券に近いことを考慮して、令和元年10月より、乖離許容幅管理上、外国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入して管理している。</p>	<p>ルッキングなリスク分析としては、地政学リスクの把握やリスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施したほか、新型コロナウイルスシナリオについてタイムリーに何度も分析した。ストレステストについては、一時的な影響だけでなく、中期の影響について複数のシナリオを用いて実施した。各資産については、市場リスク管理については推定トラッキングエラーの要因分解、信用リスク管理ではリスクベースでのモニタリングの強化、カントリーリスクでは他のリスクとの棲み分けを重視した管理に変更した。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。 また、資産配分についてリスク管理ツールを用いて事前に各種リスク管理指標への影響を分析した上で、問題発生の有無や対応措置の必要を確認するなどを行っていることを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p> <p>【評価の視点】 (1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を、原則毎営業日ベースで把握し、外債が乖離許容幅を超過する際には、予め経営委員会に報告し、了承を得るとともに、経営委員会への報告も毎回行うなど、必要な措置を十分に講じたことから、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	<p>財政上必要とされている長期的な収益が得られないリスク」を重視し、長期の運用実績の大半が基本ポートフォリオによって決まるとされていることを踏まえ、基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理を基本としつつ、短期のリスク指標についても「年金財政上必要とされている長期的な収益が得られないリスク」を最小化する観点から複眼的なモニタリングを実施したほか、令和元年度には、VaR レシオ（実績ポートフォリオのバリュエーション・アット・リスクを基本ポートフォリオのバリュエーション・アット・リスクで除した値）を新たなリスク指標として導入する等により、運用資産全体についてリスク管理を強化したことは高く評価できる。 また、令和元年度は、一時的な影響だけでなく中長期の影響を重点的に分析したストレステストを複数のシナリオで実施し、その結果を基本ポートフォリオの公表に併せて開示した。これは長期的な観点からのリスク管理の強化のみならず運用リスク管理に関する開示情報の充実の観点からも高く評価できる。 このように複眼的・多角的な運用リスク管理の</p>
---	--	--	---	--	--	---

必要な措置を講じる。

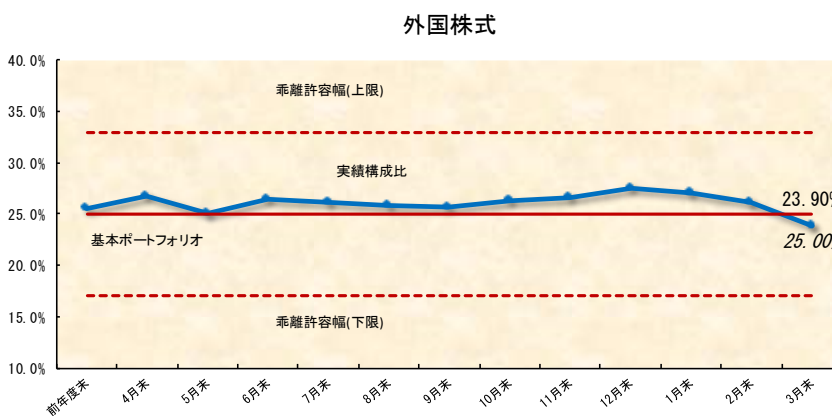
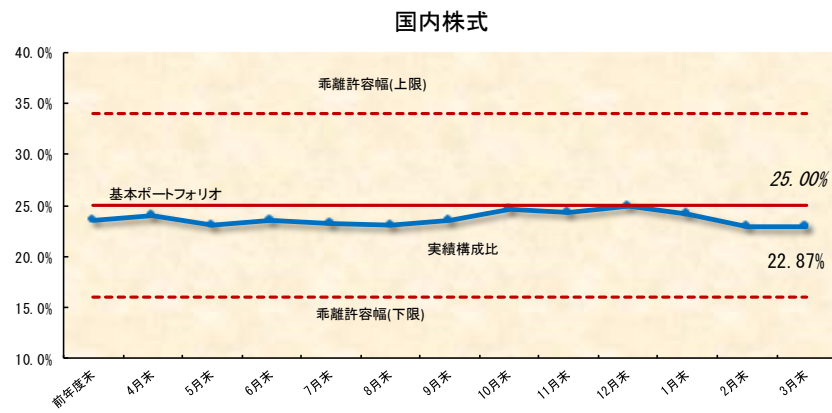
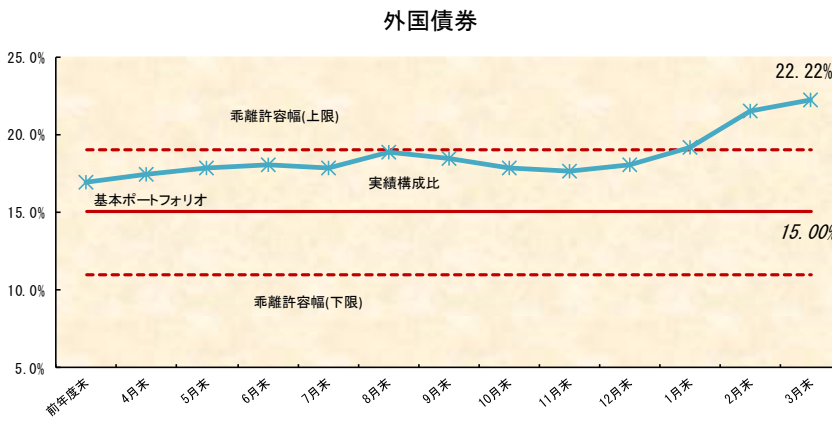
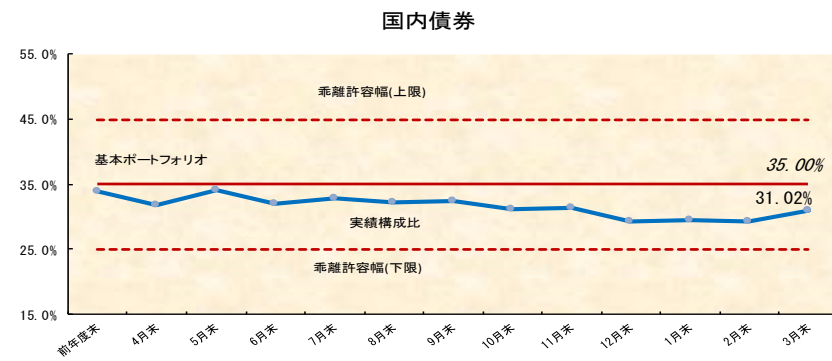
また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。

なりバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

●基本ポートフォリオとの乖離状況



強化を行っていることに加え、令和元年度は、資産管理機関の複数化（資産クラス内で複数の資産管理機関を利用）の拡大により、一層のリスク低減を実現している。

オルタナティブ投資についても、オルタナティブ資産固有のリスクを踏まえ、法人全体のリスク管理部門とオルタナティブ投資担当部門の緊密な連携、パフォーマンス管理指標を含む定量データのモニタリング方法の整理等により、リスクをより適切に管理するための取組を実施している。

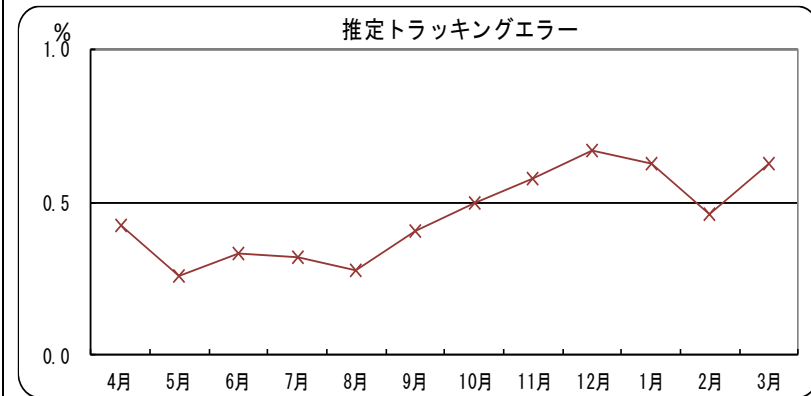
中期目標において「リスク管理」は年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから重要度が高いとしているところ、法人が運用リスク管理の強化・高度化を実現していることは高く評価できる。

以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

リスク管理に関する専門性の向上を図り、リスク管理担当部署を中心に法人内関係部署間で連携しながら、運用受託機関等の分析等も活用して、

		<p>(2) 適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。</p> <p>(3) 資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。</p> <p>(4) 資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。</p>	<p>【市場動向の把握・分析等】</p> <p>運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。</p> <p>【フォワード・ルッキングなリスク分析】</p> <p>フォワード・ルッキングなリスク分析としては、外部コンサルタントを採用し、マクロ経済・地政学等の不均衡およびトリガーについて報告した。また、リスク管理分析ツールの仮想シナリオ等によりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するとともに、マハラノビス距離（注）に基づくシナリオの蓋然性についても分析した。</p> <p>（注）統計学で用いられる距離を表す手法の一つで、多次元のデータが相関を持つ場合に使用される。ここでは、仮想シナリオが現状の市場環境とどの程度離れているかを距離として把握するために用いられる。</p> <p>特に、新型コロナウイルス（COVID-19）のシナリオ分析については、刻一刻と状況が変化する中、タイムリーな分析を複数回に亘り行った。</p> <p>【資産全体のリスク管理】</p> <p>資産全体のリスク管理については、乖離許容幅遵守を強化するため、引き続きアラームポイントを設定した管理を実施したほか、VaR レシオ（注）を新たに導入し、複眼的なリスク管理をより強化した。</p> <p>（注）実績ポートフォリオの VaR/基本ポートフォリオの VaR で算出され、実際のリスクが、基本ポートフォリオが想定するリスクを大幅に上回ったり、下回ったりしていないかを把握するための指標として用いている。</p> <p>リバランスに係るリスクの変化については、リスク管理ツールを用いて事前にバリューアットリスク及びトラッキングエラー等の値の推移の変化要因を分析し把握することで、投資判断に活用している。</p> <p>ストレステストについては、一時的なインパクトの分析にとどまらず、その後の中期的な影響について、過去のヒストリカルシナリオを参考に複数のシナリオを用いて分析を行い、適切に開示した。</p>	<p>(2) 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 資産全体のリスクについては、リスク管理フレームワーク等を、経営委員会で議決した運用リスク管理規程で定め、分析結果については、経営委員会や運用リスク管理委員会に定期的に、必要に応じて適宜報告しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析した。また、リバランスに係る配分・回収について、より詳細なリスク分析及びパフォーマンス分析を実施しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p>	<p>リスク管理の一層の強化に取り組むことが望まれる。</p>
--	--	--	---	--	---------------------------------



② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

② 各資産
市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。

(6) 各資産のベンチマークとは異なるベンチマークを各運用受託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。

〈年金積立金全体のリスク〉

基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量

【各資産のリスク管理】

毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、令和元（平成31）年度においては問題のないことを確認した。

また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。

●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.05	0.35	0.64	0.18
5月	0.06	0.21	0.62	0.20
6月	0.07	0.21	0.59	0.18
7月	0.06	0.20	0.56	0.16
8月	0.06	0.20	0.62	0.18
9月	0.06	0.20	0.60	0.20
10月	0.06	0.19	0.56	0.21
11月	0.05	0.17	0.57	0.23
12月	0.08	0.17	0.56	0.23
1月	0.07	0.18	0.56	0.23
2月	0.10	0.19	0.72	0.28
3月	0.26	0.24	1.87	0.32

(5) 各資産ごとに管理すべきリスクを運用リスク管理規程で定め、経営委員会や運用リスク管理委員会で定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考えます。

(6) 国内株式と外国債券において、評価ベンチマークとは異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式、外国債券及び資産全体のリスクに与える影響について定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考えます。

●実績トラッキングエラー（過去60ヶ月の超過収益率の標準偏差）

（単位：％）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
4月	0.09	0.21	0.69	0.23
5月	0.09	0.21	0.69	0.24
6月	0.09	0.20	0.69	0.24
7月	0.09	0.21	0.69	0.24
8月	0.09	0.21	0.71	0.24
9月	0.09	0.21	0.71	0.25
10月	0.09	0.21	0.71	0.25
11月	0.09	0.21	0.71	0.25
12月	0.08	0.21	0.72	0.25
1月	0.08	0.21	0.73	0.25
2月	0.08	0.20	0.73	0.25
3月	0.08	0.24	0.84	0.25

●ベータ値（市場全体の収益率に対するポートフォリオの収益率の感応度）

	国内株式アクティブ	外国株式アクティブ
4月	1.02	1.00
5月	1.03	0.98
6月	1.02	0.99
7月	1.04	1.00
8月	1.04	0.99
9月	1.03	0.98
10月	1.02	0.97
11月	1.02	0.97
12月	1.02	0.97
1月	1.03	0.97
2月	1.03	0.98
3月	1.04	0.98

●デュレーション（金利の変動に対する債券価格の変化率）

	国内債券修正デュレーション		
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離
4月	7.91	7.96	-0.05
5月	8.04	8.06	-0.02
6月	8.23	8.18	0.05
7月	8.30	8.35	-0.05
8月	8.55	8.56	-0.01
9月	8.47	8.63	-0.17
10月	8.48	8.63	-0.15
11月	8.55	8.67	-0.12
12月	8.61	8.88	-0.27
1月	8.79	9.00	-0.21
2月	9.16	9.14	0.02
3月	9.11	9.35	-0.24

	外国債券実効デュレーション		
	ポートフォリオ	ベンチマーク	乖離
4月	6.39	7.21	-0.82
5月	6.59	7.37	-0.78
6月	6.60	7.45	-0.85
7月	6.64	7.49	-0.86
8月	6.88	7.78	-0.90
9月	6.80	7.74	-0.94
10月	6.73	7.67	-0.94
11月	6.70	7.68	-0.98
12月	6.59	7.54	-0.95
1月	6.77	7.74	-0.97
2月	6.92	7.91	-0.99
3月	7.07	7.82	-0.75

市場リスクについては、リスク管理ツールを用いてオルタナティブ投資を含めた資産全体の市場リスクの計測を実施し、リスクファクタ別の寄与率をモニタリングした。推定トラッキングエラーについては、債券については年限、セクター、格付別に、株式についてはスタイルファクター、セクター別にアクティブエクスポージャーやマージナルリスク寄与度でのモニタリングを実施した。

流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を毎月把握した。

信用リスクについては、クレジット投資の保有状況について、リスクベースでモニタリングを実施した。

カントリーリスクについては、カントリー格付に基づく配賦量のもとモニタリングを実施した。

【各運用受託機関】

ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。また、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告事項について、事前承認が必要な事項の見直しを行い、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管理の効率化を図った。

イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。

ウ 次のとおり、定期ミーティングを実施した。なお、平成30年度の総合評価は平成29年度に総合評価方法の変更（従来の定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ

（7）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に運用状況の確認及びリスク管理を実施した。オルタナティブ資産においては、採用後、運用受託機関と定期的なミーティングを実施し、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行っている。加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンド等の管理を行っている。また、投資先ファンド等の定量的なパフォーマンス管理指標

③ 各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用体制の変更等に

③ 各運用受託機関

運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に

（7）運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示してい

	<p>注意する。</p>	<p>各運用受託機関とミーティングを行う。リスク分析ツール等を用いて運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握するとともに、運用体制の変更を把握し、運用コンサルタントも活用しつつ、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。</p> <p>さらに、運用多様化に伴うリスク管理の高度化や運用受託機関とのエンゲージメント強化等を目的として、投資判断用データベース及び関連ツール等の整備を進める。</p>	<p>るか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p>	<p>運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ)に基づく総合評価から、定量的な実績を勘案した定性評価による総合評価)に伴い、運用機関にとって適切なマネジャー・ベンチマークであるか検証結果を踏まえて、実施した。</p> <p>総合評価ミーティング先については、懸念等があるファンドを対象に以下のとおり実施した。</p> <p>平成30年度総合評価ミーティング(平成30年度再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 国内債券運用受託機関(4ファンド): アクティブ4ファンド ii 外国債券運用受託機関(11ファンド): アクティブ10ファンド、パッシブ1ファンド iii 国内株式運用受託機関(11ファンド): アクティブ11ファンド iv 外国株式運用受託機関(9ファンド): アクティブ9ファンド <p>令和元年度総合評価ミーティング</p> <ul style="list-style-type: none"> i 外国債券運用受託機関(7ファンド): アクティブ5ファンド、パッシブ2ファンド iii 国内株式運用受託機関(8ファンド): アクティブ6ファンド、パッシブ2ファンド iv 外国株式運用受託機関(5ファンド): アクティブ3ファンド、パッシブ2ファンド <p>このほか、リスク分析ツール等を用いて運用状況やリスク負担状況を把握し、運用ガイドラインの遵守状況を把握し、運用受託機関に対する、適切な管理・評価を行った。</p> <p>エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。</p> <p>オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、外部の運用コンサルタントとのミーティングやレポートを参考にし、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和元年度において運用体制の変更等があったものは8ファンドで9件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは4ファンドで5件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求めた。</p> <p>【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】</p> <p>インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。</p> <p>また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを实</p>	<p>等をもとに、特に注意を払ってリスク管理を行うべき投資案件の管理方法も導入した。</p> <p>以上より、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--------------	---	---	---	---	--

	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</p>	<p>④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況及び資産管理体制の変更を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 信用リスクについては、随時管理する。 BCP等の観点か</p>	<p>(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。</p> <p>(9) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。また、資産管理体制の変更について、注意しているか。</p>	<p>施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。</p> <p>加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p> <p>そうした運用受託機関からの定期的レポートにおいて、オルタナティブ資産について採用している IRR ベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに留まらず、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとのパフォーマンス比較も報告を受けており、オルタナティブ資産に関するリターン水準の有効性の確認を行っている。</p> <p>さらに、報告される各投資先ファンド等の定量的なパフォーマンスをモニターし、一定の水準を下回る投資先をモニタリング注視先、またその中でも実績不芳なものを不芳先として、大口先とともに動向をより注視することを決め、運用受託機関へ必要な対応を適切に取るための体制を強化した。今後オルタナティブ資産が拡大し、LPS 投資など新たな手法も手掛けてゆくことに備えたパフォーマンスモニタリング、リスク管理の拡充を行った。</p> <p>【各資産管理機関】</p> <p>ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。</p> <p>イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。</p> <p>ウ 総合評価のためのミーティングを令和元年12月及び令和2年1月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関4社については問題がないことを確認した。</p> <p>エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。令和元年度においては、(4社17件)の人事異動等により資産管理体制の変更を確認した。</p> <p>オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。</p> <p>カ 運用資産の管理を資産クラスごとに一つの資産管理機関に集約してから約10年が経過し、運用多様化の障害になる場合やBCP(事業継続計画)における懸念があることから、資産管理の在り方を見直し、会計用データとは別に投資判断用データを収集し活用すること、および、資産クラス内で複数の資産管理機関を利用することができるよう取り組んだ。 投資判断用データの収集・活用については、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備を</p>	<p>(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対しては、警告を行ったうえで改善を求める対応としたほか、 資産管理機関の総合評価について、一資産に対する資産管理機関の複数化等により、資産管理機関の選択の機会の幅が広がることから、選択時に各社の強みや弱みを勘案できる総合評価基準を、毎年度の総合評価時だけでなく、資産管理機関の選定時にも同様の考え方で対応ができるように設定し、適切に資産管理機関の選定方法の見直しを実施した。以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>(9) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

		<p>ら資産管理機関の複数化を進める。また、運用の高度化・多様化に対応した資産管理の体制の整備を進める。</p> <p>⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。</p>	<p>(10) 自家運用において、運用ガイドラインを定めているか。また、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。</p>	<p>図るとともに、情報収集の業者を決定し、投資判断用のデータ要件やリスク分析ツールへの接続等、実用化に向けた協議を開始した。</p> <p>資産管理機関の複数化については、必要なシステム開発が終わった資産クラスから順次実施しており、平成30年度には外国債券、国内株式、令和元年度には短期資産で複数化を実現した。外国株式及び国内債券についても以降の方針は決定した。</p> <p>キ 資産管理機関の総合評価について、一資産に対する資産管理機関の複数化等により、資産管理機関の選択の機会の幅が広がることから、選択時に各社の強みや弱みを勘案できる総合評価基準を、毎年度の総合評価時だけでなく、資産管理機関の選定時にも同様の考え方で対応ができるように設定した。</p> <p>【自家運用】 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。</p> <p>さらに、運用状況の報告を受け、令和元年7月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。</p> <p>自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存19社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、17社中全社を「継続」とした。 <p>なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。</p>	<p>(10) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を行っており、所期の目標を達成していると考えます。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
--	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第 18 条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ファンド数	運用受託機関等の 選定・管理	83 ファンド	95 ファンド	93 ファンド	106 ファンド	110 ファンド	111 ファ ンド			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
ESG 指数 応募先	E S G を含めた非 財務的要素の考慮	—	—	14 社 27 指数	11 社 15 指数	—	9 社 23 指数			決算額（千円）				
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政コスト（千円）	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
(4)運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切	(3)運用手法について 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適	(3)運用手法について ① 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による		(3)運用手法 ① 令和元年度においては、該当事項はなかった。 ② 令和元年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。 ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（令和2年3月末） (単位:%) <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>パッシブ</td> <td>71.45</td> <td>90.93</td> <td>73.81</td> <td>90.17</td> <td>79.21</td> </tr> <tr> <td>アクティブ</td> <td>28.55</td> <td>9.07</td> <td>26.19</td> <td>9.83</td> <td>20.79</td> </tr> </table> 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案した定性評価に基づき、		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計	パッシブ	71.45	90.93	73.81	90.17	79.21	アクティブ	28.55	9.07	26.19	9.83	20.79	<評定と根拠> 評定：A 「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」については、運用手法は、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。運用対象の多様化は、経営委員会において、物価連動国債やREIT等、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこととされている。株式運用における考慮事項は、株式運用において、ESGを考慮することを検討することとされている。以下の評価の視点ごとの自己評価で示すと	評定 A <評定に至った理由> 運用手法については、中期目標において、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとしている。 令和元年度は、アクティブ運用において、国内債券及び外国株式で超過収益を
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計																			
パッシブ	71.45	90.93	73.81	90.17	79.21																			
アクティブ	28.55	9.07	26.19	9.83	20.79																			

にそのリスク管理を行うこと。
 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。
 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明ら

切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。
 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。
 ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産

適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う。
 ② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。
 ただし、アクティブ運用については、定量的な実績を勘案した定性評価に基づき、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。

超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成31年4月～令和2年3月）

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.13
パッシブ運用	+0.07
アクティブ運用	+0.31
国内株式	-0.20
パッシブ運用	-0.01
アクティブ運用	-2.08
外国債券	-0.82
パッシブ運用	+1.45
アクティブ運用	-6.87
外国株式	+0.32
パッシブ運用	+0.02
アクティブ運用	+3.17

●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成27年4月～令和2年3月）

(単位：%)

	超過収益率 (A) - (B)
国内債券	+0.01
パッシブ運用	+0.03
アクティブ運用	-0.13
国内株式	-0.06
パッシブ運用	-0.09
アクティブ運用	+0.20
外国債券	+0.13
パッシブ運用	+0.31
アクティブ運用	-0.48
外国株式	+0.08
パッシブ運用	+0.00
アクティブ運用	+1.04

り、運用手法については、アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対し、4資産中2資産（国内債券、外国株式）において、超過収益を獲得している。
 収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を検討することとされているのに対し、外国債券パッシブ運用について、アルファ獲得策の一環として、平成30年度に実施した国際機関債（Supranational債）の投資に加え、令和元年度においては、政府機関債への投資を認めることとした。所与のリスク指標の範囲内で、超過収益の確保のための取り組みや運用の効率化のための見直しを行った。また、オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定にあたっては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求するとともに、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。
 運用対象の多様化については、年金資金運用の観点から幅広に検討を行うこととされているのに対し、平成29年度に開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、初のプライベート・エクイティ分野の運用受託機関の選定を行った。LP S投資に関しては、実行に向けた体制整備を継続した。現在投資一任形態で行うオルタナティブ投資の体制とLP Sへの直接投資を行う為の、特にミドルバック体制面の検討を進め、外部コンサルタント、運用受託機関や資産管理機関からも情報収集し、現在の投資一任形態でゲートキーパーが担う役割の内製化に向けた検証を行った。また、リスク管理体制の強化の一環として、オルタナティブ投資における各投資先ファンド等の定量的なパフォーマンス管理指標等のモニタリング方法を整理した。LP S投資の機会発掘に関しては、前年度よ

獲得している。
 運用手法については、様々なインデックスに関する情報を効率的に収集し、インデックス運用の高度化につなげる仕組みである「インデックス・ポスティング」を導入している。運用資産額が大きい法人の運用はパッシブ運用が中心となっており、ベンチマークの選択が運用の成否を左右するため、法人の運用においてインデックスの選択は極めて重要なものとなっている。「インデックス・ポスティング」により収集されたインデックスから法人の運用戦略に合わせたより運用効率の高いインデックスを選定・運用することで一段の収益向上を目指す取組は、資産運用業界でも画期的な取組として注目されており、高く評価できる。
 運用受託機関等の選定・管理については、外国債券アクティブ運用において新規選定先4社と既存2社を選定し、外国債券パッシブ運用において2社を選定するなど、適切な運用受託機関構成とするための取組を行っている。
 運用対象の多様化の観点から取り組んでいるオルタナティブ投資については、ファンド・オブ・ファンズ/ゲートキーパーを通じた投資一任形式で初となるプライベート・エクイティ分野の

<p>かにすること。</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。</p> <p>外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。</p>	<p>の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。</p> <p>また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。</p> <p>外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積</p>	<p>③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 運用手法については、新たな手法の導入等に当たって経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理が行われているか。</p>	<p>③ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、外国債券パッシブにおいて、MBS指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。</p>	<p>り行ってきたインフラストラクチャー分野における主要な海外機関投資家に関する調査結果を取り纏め、類型化した上で、法人のLPS投資手法を活用した共同投資のパートナーとなり得る機関投資家に求める役割、投資方針・哲学、組織体制および法人との親和性等を勘案し絞り込みを実施した。</p> <p>株式運用における考慮事項については、ESGを考慮することを検討することとされているのに対し、令和元年度には、様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的に、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組みである「インデックス・ポスティング」を導入することを公表し、ESG関連の3分野に関して、先行的に情報収集を開始した。</p> <p>以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 令和元年度においては、該当事項はなかった。</p>	<p>運用受託機関1社の選定を行っている。</p> <p>株式運用における考慮事項については、中期目標において、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESGを考慮することについて検討することとしている。令和元年度は、ESGインテグレーションを運用プロセスの評価項目の一つとする旨の業務方針の変更を行い、運用受託機関の総合評価において取組状況の評価を行ったほか、オルタナティブ投資についてESGに対する取組姿勢・能力等を考慮した審査を行っている。また、「インデックス・ポスティング」を通じて、ESG関連の3分野のインデックスに関する情報収集を先行的に開始するなど、収益確保に向けてESG投資の取組を強化していることは高く評価できる。</p> <p>世界的な金利低下等の内外の市場・運用環境の中で、収益確保のために、リスク管理を適切に行いつつ、新たな運用手法の導入など運用の多様化・高度化に取り組んでいることは高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の</p>
--	---	----------------------------------	--	--	--	---

	<p>の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。</p>	<p>益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。</p>	<p>④ アクティブ運用については、目標超過収益率を確保する観点から、マネジャー・ベンチマークの見直し及び実績連動報酬の導入を通じ、運用受託機関とのアライメントを図る。パッシブ運用については、多様なベンチマークへの対応を進める。</p> <p>⑤ 運用受託機関とのエンゲージメントを通じて定期的に定量的な実績を勘案した定性評価を行う。</p>	<p>(2) アクティブ運用については、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか</p> <p>(3) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。また、ベンチマークにより難しい伝統的資産の評価について</p>	<p>④ 外国株式アクティブマネジャーの審査においては、新実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人とのアライメントのとれた報酬体系とすることができた。また前年度に実施した報酬体系の調査結果に基づき、総合評価のための質問項目を見直し、報酬制度について当法人とのアライメントがとれているかどうかの観点から総合評価を実施した。</p> <p>パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、外国債券パッシブにおいて、MBS指数のマネジャー・ベンチマークを設定した。</p> <p>⑤ 運用受託機関とのミーティングは、総合評価に加え、スチュワードシップに特化したミーティング(*)をはじめ、その時々テーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしている。</p> <p>(*)平成29年6月制定(令和2年2月6日一部改定)のスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要請事項を明示し、ESG(環境、社会、ガバナンス)の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係る取組の実施状況について評価のためのミーティング。</p>	<p>(2) アクティブ運用については、令和元年度においては、4資産中2資産(国内株式、外国債券)については超過収益を獲得できなかったものの、他の2資産(国内債券、外国株式)について、超過収益を獲得している。また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の時価総額型の国内株式パッシブ及び外国株式パッシブからそれぞれの資産のESGパッシブへ資産移管を進めた。</p> <p>また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定および年間の運用状況・活動状況のモニタリングを実施。その際には、オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コ</p>	<p>課題及び改善方策></p> <p>ESG投資については、法人の運用に求められる基本的な考え方にのっとり行われているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。</p>
--	--	--------------------------------	---	---	---	---	---

		<p>⑥ 伝統的資産については、マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。また、市場環境やキャッシュアウトの見通しを踏まえ、国内債券運用の在り方について、引き続き検討を行う。</p> <p>⑦ オルタナティブ資産については、長期的な収益を確保する観点から、運用受託機関や投資対象資産等のモニタリング・フレームワークに基づき、運用受託機関毎に設定された長期の運用期間の収益目標が達成されるよう、投資進捗をモニタリングする。また、マネジャー・エント</p>	<p>は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。</p> <p>(4) 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直しを行っているか。</p> <p>(5) 運用受託機関の選定・管理の強化のため</p>	<p>⑥ 平成30年度より進めていた外国債券アクティブ（ハイ・イールド）について第3次審査を行い、新規選定先4社と既存の2社を選定した。</p> <p>⑦ オルタナティブ資産については以下の取組みを実施した。</p> <p>ア. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定</p> <p>プライベート・エクイティ分野において運用受託機関1社を新規に選定した。選定にあたっては、外部コンサルタントの知見も活用した。</p> <p>当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。</p> <p>なお、プライベート・エクイティ分野とグローバル不動産分野（既存とは異なる新規マニデート）については、引き続き選定を進めており、令和2年度に選定できる見込みである。</p> <p>イ. オルタナティブ資産への投資</p> <p>インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和2年3月末現在の残高は5,451億円となった。</p> <p>プライベート・エクイティ分野については、投資信託を通じた投資残高の積み上げを行った結果、令和2年3月末現在の残高は185億円となった。</p> <p>不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機関を通じ投資残高を積み上げた結果、令和2年3月末現在の残高は3,808億円となった。</p>	<p>ンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見やオルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけるモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善を行っている。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 外国債券パッシブ運用について、アルファ獲得策の一環として、平成30年度に実施した国際機関債（Supranational債）の投資に加え、令和元年度においては、政府機関債への投資を認めることとした。所与のリスク指標の範囲内で、超過収益の確保のための取り組みや運用の効率化のための見直しを行った。</p> <p>伝統的資産についても、外国株式アクティブにおいて、マルチマネジャーの選定に着手し、第1次審査、第2次審査、選定公募先の運用機関を絞り込むための第3次審査を実施した。</p> <p>オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定にあたっては、当法人と運用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投資を採用した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求するとともに、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5) 外国債券アクティブ（ハイ・イールド）について第3次審査を行い、新規選定先4社と既存の2社を選定した。また、ファンドのキーパーソンが交代することに伴い、運用の継続性等を確認した結果解約した。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>(5)運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、経営委</p>	<p>(4)運用対象の多様化 運用対象については、第1の1の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ</p>	<p>リー制を活用し、運用受託機関の採用を進めるとともに、採用にあたっては、運用受託機関とのアライメントを強化する観点から、手数料体系等に留意する。モニタリングの手法の改善については、継続的に取り組む。</p>	<p>の取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。また、日本株の運用受託機関の選定等に際しては、企業に対するエンゲージメント活動を適切に評価しているか。</p> <p>(6)運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討したか。</p> <p>(7)新たな運用対象について、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。また、具体的な運用対象資産の多様化について</p>	<p>ウ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキームの構築 オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国における税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令和元年度においては、前年度に実施した各国税制に関する基礎調査等に加え米国におけるQFPF(Qualified Foreign Pension Fund)制度に関する米国財務省規則改定案の影響分析や、欧州各国や豪州における主権免税ステータス取得のための調査、各国税務当局からのルーリング取得に向けたプロジェクトを税務コンサルタントのアドバイスの下で進めた。</p> <p>エ. モニタリング、リスク管理の体制強化 平成29年度より開始した FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の進捗を踏まえ、また、今後想定される LPS 投資手法の実施に備えるため、報告される各投資先ファンド等の定量的なパフォーマンスをモニターし、一定の水準を下回る投資先をモニタリング注視先、またその中でも実績不芳なものを不芳先として、大口先とともに動向をより注視することを決め、運用受託機関へ必要な対応を適切に取るための体制を強化し、パフォーマンスモニタリング、リスク管理の拡充を行った。</p> <p>運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、加えて、リスク及びパフォーマンス管理の為、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。</p> <p>(4)運用対象の多様化 ① 平成29年度に開始した FoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募において、初のプライベート・エクイティ分野の運用受託機関の選定を行った。同分野においてはグローバル市場対象の他1社、日本市場対象の1社も最終選考先として絞り込んでおり契約締結に向け交渉中。また、グローバル不動産分野(新たな種類のマニデート)においても最終選考先として絞り込んだ運用受託機関2社と契約締結に向け交渉中。</p>	<p>また、外国債券パッシブ(MBS-TBA)の審査を行い、2社を選定した。外国株式アクティブにおいて、規模の小さい運用機関へのアクセスを確保する観点からマルチマネジャーの選定を行い、第3次審査まで実施したほか、国内株式アクティブのバリュー型において、運用受託機関構成の見直しのための選定を開始した(2次審査まで終了)。</p> <p>なお、昨年度にスチュワードシップ活動強化を目的として選定した国内株式パッシブ運用受託機関について、四半期ごとに工程表の進捗状況の報告を受け、企業に対するエンゲージメント活動を確認している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成したと考える。</p> <p>(6)新たに法令で認められたインハウス運用でのデリバティブ取引について検討するほか、国内債券市場を中心にインハウス運用から得られた情報を活用し、資産配分に活用しており、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(7)オルタナティブ資産の今後の投資計画に関して経営委員会における協議を行うに際し、現在投資が認められているプライベート・エクイティ、インフラストラクチャー、不動産の3分野に関し、外部コンサルタントを採用して、市場規模や収益性を含む環境面の調査、実現可能な投資規模の考察、必要な体制整備等について専門的な観点から報告を求めた。特に議論が多かったプライベート・エクイティ分野に関しては、外部コンサルタントによる分析に加え、同分野における運用機関等からの情報収集を元に伝統的資産との比較を含む長期的な収益性、セカンダリー流通市場の</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>員会において、物価連動国債やREIT（不動産投資信託）等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。</p> <p>また、具体的な運用対象資産の多様化については、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。</p>	<p>投資などその多様化を図る。新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、経営委員会において、年金資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。</p> <p>② オルタナティブ投資において、投資一任での運用に加え、LPS（リミテッドパートナーシップ）を活用した運用に取り組む。</p>	<p>資金運用の観点から幅広く検討を行う。理事長等は実施状況や経営委員会から求めのあった市場環境等に関する事項については適時に経営委員会に報告することとし、経営委員会はその報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。</p>	<p>は、市場環境等に関する報告等を十分に踏まえ、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討したか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。</p>	<p>② LPS投資に関しては、実行に向けた体制整備を継続した。現在投資一任形態で行うオルタナティブ投資の体制とLPSへの直接投資を行う為の、特にミドルバック体制面の検討を進め、外部コンサルタント、運用受託機関や資産管理機関からも情報収集し、現在の投資一任形態ではゲートキーパーが担う役割の内製化に向けた検証を行った。また、リスク管理体制の強化の一環として、オルタナティブ投資における各投資先ファンド等の定量的なパフォーマンス管理指標等のモニタリング方法を整理した。</p> <p>LPS投資の機会発掘に関しては、前年度より行ってきたインフラストラクチャー分野における主要な海外機関投資家に関する調査結果を取り纏め、類型化した上で、法人のLPS投資手法を活用した共同投資のパートナーとなり得る機関投資家に求める役割、投資方針・哲学、組織体制および法人との親和性等を勘案し絞り込みを実施。今後のパートナー投資家の選定プロセスおよびLPSの運用機関の選定など今後行うべき手続きについての法人内での確認を踏まえ、今後詳細を調査すべき初回のパートナー候補を選定した。</p>	<p>発展状況等の市場環境を十分に踏まえた協議を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
---	---	--	---	---	---	--

<p>は対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。</p> <p>(6) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素である ESG (環境、社会、ガバナンス) を考慮することについて、検討すること。</p>	<p>は対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。</p> <p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。</p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>株式運用において、財務的な要素に加えて、収益(リスク調整後リターン)確保のため、ESG (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素に関する取組も考慮した運用受託機関の総合評価を行うとともに、株式パッシブ運用における ESG を考慮したマネジャー・ベンチマークに基づく運用について取組を進める。</p> <p>なお、平成29年10月2日に、投資原則を改訂し、ESG を考慮した取り</p>	<p>(8) 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、ESG (環境、社会、ガバナンス) を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。</p>	<p>(5) 株式運用における考慮事項</p> <p>平成31年2月には、ESG インテグレーションについて、PRI の定義に基づき『ESG を投資分析及び投資決定に明示的かつ体系的に組み込むこと』としているが、令和元年8月には、ESG インテグレーションを運用プロセスの評価項目のひとつとするように業務方針の変更を行い、全社の総合評価において評価を実施した。ESG に関するエンゲージメントや議決権行使についてはこれまで通り、スチュワードシップ責任に係る取組で評価することとしている。</p> <p>平成29年6月に制定(令和2年2月一部改定)したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESG の考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG 課題についてヒアリングを実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価した。</p> <p>株式パッシブ運用：評価全体の30% 株式アクティブ運用：評価全体の10%</p> <p>様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的に、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組みである「インデックス・ポスティング」を導入。令和元年度においては、部分的に情報収集を開始した(部分実施においては、1つの提案主体につき各分野に1指数の提案に限定)。</p> <p>① 外国株 ESG 総合指数 (ESG の要素を総合的に構成銘柄選定やウェイト付けに反映した指数など) ② 外国株ダイバーシティ指数 (女性活躍等に関する要素を構成銘柄選定やウェイト付けに反映した指数など) ③ 債券環境指数※ (a) グリーンボンド指数 (b) 環境の要素を構成銘柄選定やウェイト付けに反映した債券指数など (c) その他 ((a) と (b) のハイブリッド型の債券指数など)</p> <p>国内株式及び外国株式のパッシブ運用において、運用資産全体の長期的なり</p>	<p>(8) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG (環境・社会・ガバナンス) を考慮した投資を推進している。</p> <p>令和元年度には、様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的に、インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組みである「インデックス・ポスティング」を導入することを公表し、以下のESG 関連の3分野に関して、先行的に情報収集を開始した(部分実施においては、1つの提案主体につき各分野に1指数の提案に限定)。</p> <p>① 外国株 ESG 総合指数 (ESG の要素を総合的に構成銘柄選定やウェイト付けに反映した指数など) ② 外国株ダイバーシティ指数 (女性活躍等に関する要素を構成銘柄選定やウェイト付けに反映した指数など) ③ 債券環境指数 (a) グリーンボンド指数 (b) 環境の要素を構成銘柄選定やウェイト付けに反映した債券指数など (c) その他 ((a) と (b) のハイブリッド型の債券指数など)</p> <p>運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、既存の時価総額型の国内株式パッシブ及び外国株式パッシブからそれぞれの資産のESG パッシブへ資産移管を進めた。</p> <p>平成31年2月には、ESG インテグレーションについてPRI の定義に基づき『ESG を投資分析及び投資決定に明示的かつ体系</p>							
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--

		<p>組みを含むスチュワードシップ責任を果たすような様々な活動の対象を株式投資から全資産に拡大したことから、投資原則に従い、株式以外の資産においてもその資産にふさわしい活動を進める。</p>		<p>ターンを向上させることを目的に、既存の時価総額型の国内株式パッシブ及び外国株式パッシブからそれぞれの資産のESGパッシブへ資産移管を進めた。外国債券パッシブにおいて国際機関に加えて政府系機関の発行する債券への投資を可能とし、その中に含まれるグリーンボンドへの投資も可能となった。</p> <p>世界銀行グループとの調査研究を踏まえ、債券投資におけるESGインテグレーションの最も直接的な方法であるグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を運用機関に提供した。まずは国際開発金融機関が発行するこれらの債券に限定。平成31年4月に世界銀行グループの国際復興開発銀行（IBRD）、国際金融公社（IFC）と始めたこの取組みは、その後、欧州投資銀行（EIB）、アジア開発銀行（ADB）、北欧投資銀行（NIB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、イスラム開発銀行（IsDB）、欧州評議会開発銀行（CEB）、米州開発銀行（IDB）に拡大し、同年12月末時点で10の国際開発金融機関とグリーンボンドなどの投資プラットフォームを構築している。</p> <p>同年3月には、運用機関からの要望を受け、政府系機関も投資対象となり、ドイツ復興金融公庫、スウェーデン地方金融公社、オランダ自治体金融公庫との投資プラットフォームを構築している。</p> <p>オルタナティブ資産運用においては、運用受託機関のESGに関する新たな評価基準に則り、インフラストラクチャー分野および国内・海外不動産分野のマルチ・マネジャー戦略を行う運用機関の総合評価を実施し、運用受託機関自身のESGの評価体制や投資先ファンドに対するESGに関するエンゲージメント活動等を評価した。プライベート・エクイティ分野のマルチ・マネジャー戦略を行う運用機関の審査においては、特にESGへの対応に関する改善余地が大きい日本のプライベート・エクイティ市場を対象とする候補者の、市場環境の改善に向けた対応策を重視し、持続的な成長を促す投資戦略に着目した評価・審査業務を進めた。結果として、最終候補者によるPRIへの署名へとつながった。</p> <p>また、不動産分野においては投資先運用機関のESG活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるGRESBに加入し、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオESGの観点からの改善を行っていく。</p> <p>(6) 財投債の管理及び運用</p> <p>① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。</p> <p>② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。</p>	<p>的に組み込むこと』としているが、令和元年8月には、ESGインテグレーションを運用プロセスの評価項目のひとつとするように業務方針の変更を行い、全社の総合評価において評価を実施した。ESGに関するエンゲージメントや議決権行使についてはこれまで通り、スチュワードシップ責任に係る取組で評価することとしている。</p> <p>平成29年6月に制定（令和2年2月一部改定）したスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESGの考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG課題についてヒアリング実施。株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の通り。</p> <p>株式パッシブ運用：評価全体の30%</p> <p>株式アクティブ運用：評価全体の10%</p> <p>平成30年度にスチュワードシップを重視したパッシブ運用モデルとして採用した国内株式運用受託機関については、四半期ごとにエンゲージメントの進捗状況の報告を受け、KPIの達成状況を確認している。</p> <p>平成29年度より開始したFoF/ゲートキーパーを通じた投資一任形式でのオルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定及び運用開始後のモニタリングにおいて、ESG要素を評価対象項目として組み入れた総合評価によりマネジャー評価を実施している。</p> <p>令和元年度までに実施したインフラストラクチャー分野、国内外不動産分野、プライベート・エクイティ分野の運用受託機関選定において、ESGに対する取組み姿勢・能力等を考慮した上で審査を実施している。特に令和元年度に実施したプライベート・エクイティ分野の日本市場特化型の運用受託機関選定においては、ESGへの対応に関する改善余地が大きい日本のプライベート・エクイティ市場の環境改善に向けた候補者の対応策を重視し、持続的な成長を促す投資戦略に着目した評価・審査業務を進めた。結果として、最終候</p>	
--	--	---	--	---	--	--

	<p>(6) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の3の(1)に定めるベンチマーク</p>	<p>(6) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。</p>	<p>(9) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。また、満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。</p>		<p>補者によるPRIへの署名へとつながった。 また、令和元年度中に投資開始後2年を経過した運用受託機関4社（インフラストラクチャー3社、不動産1社）および投資初年度を経過したグローバル不動産分野の運用受託機関1社の年間のESG活動状況について、当法人から内容を改善した質問票を送付し、取組状況の詳細を把握した。 なお、採用した運用受託機関（FoF/ゲートキーパー）によるESG取組み状況の定期的な報告を義務付けており、各マンドートの年度決算報告と併せて年次でのESG取組み状況を記載したESGレポートを受領予定であり、オルタナティブ資産運用においても、ESGを含めた非財務的要素は十分に考慮されていると考えられる。 以上により、所期の目標を大きく上回る成果を得られたと考える。</p> <p>(9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
--	--	---	--	--	--	--

		収益率に係る 規定を適用し ない。					
--	--	-------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	透明性の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度	重要度：高	関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
Twitter 情報発信	情報公開・ 広報活動の充実	—	30回 (フォロワー 数5,442、閲覧 回数577,759)	157回 (フォロワー数 8,755、閲覧回 数3,030,877)	199回 (フォロワー数 22,653、閲覧回 数3,931,449)	302回 (フォロワー数 24,940、閲覧回 数3,223,477)	291回 (フォロワー数 27,973、閲覧回 数3,454,746)			予算額(千円)	—	—	—	—
Youtube 動画掲載	情報公開・ 広報活動の充実	—	5本 (登録者数 252、視聴回数 4687)	12本 (登録者数 407、視聴回数 8,645)	16本 (登録者数 569、視聴回数 13,381)	11本 (登録者数 798、視聴回数 14,115)	8本 (登録者数 1,284、視聴回 数7,604)			決算額(千円)	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
ホームページ訪問 数(セッション 数)	情報公開・広報活動 の充実	562,914	570,950	662,818	560,300	630,891	795,215			経常費用(千円)	—	—	—	—
										経常利益(千円)	—	—	—	—
										行政コスト(千円)	—	—	—	—
										従事人員数	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価			
4. 透明性の向上 年金積立金の 管理及び運用の 方針並びに運用 結果、新たな運用 対象を追加する 年金積立金の 運用手法、管理運	4. 透明性の向上 年金積立金の 管理及び運用に 関して、各年度の 管理及び運用実 績の状況(運用資 産全体の状況、運 用資産ごとの状 況及び各運用受	4. 透明性の向上 年金積立金の 管理及び運用に 関して、国民のよ り一層の理解と 協力を得るため、 年度の業務概況 書など公開資料 をより一層分か	4. 透明性の向上 ・透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 令和元年度は、新たに策定した基本ポートフォリオの内容を分かりやすく解説した資料を作成し、ホームページで公表するなど、その適切な管理等に加え、国民により分かりやすい情報発信を行う観点から、SNSを活用するとともに、長	<評定と根拠> 評定：A 「透明性の向上」は、年度及び四半期の運用状況をホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること、運用の透明性を高めるため、保有する全ての有		評定	A	<評定に至った理由> 令和元年度は、公的年金の財政検証の年であり、年金積立金の役割や運用目標、次期基本ポートフォリオ等に注目が集まるとの見通しの下で、「公的年金制度・年金財政における年金積立金の役割」、	

<p>用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ること。</p> <p>また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保すること。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表すること。</p> <p>加えて、法人が行う年金積立金の管理及び運</p>	<p>託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。)等については四半期ごとに)ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。</p> <p>また、運用受託機関等の選定等に関しては、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会</p>	<p>りやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。</p> <p>具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>(1) 広報戦略を策定し、広報の方向性や効果的な</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 基本ポートフォリオの考え方を含む年金</p>	<p>期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させた。</p> <p>(1) 2019年度広報戦略を策定し広報の方向性を明確化した上で、効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを活用し、昨年度に引き続き「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)をさら</p>	<p>価値証券の銘柄名(債券は発行体名)等を公表することとされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとされているのに対し、ホームページに年金財政における積立金の役割に対する理解を深めるうえで重要な概念「実質的な運用利回り」(スプレッド)について分かりやすく解説するコンテンツ「GPIFの運用目標」を追加し、Twitterでも発信した。スプレッドについては理事長による年頭の記者懇談会でもホームページの図表を使いながら説明し、その模様はYouTubeでも配信した。</p> <p>また、効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを積極的に活用し、前年度に引き続き「3つのメッセージ」(積立金の役割、長期分散投資の効用、ESG投資の意義)をさらに訴求する取り組みを行った。このほか、役職員の講演等への国内外での登壇は増加し、令和元年度はESGを中心に88件の講演を行った。</p> <p>さらに、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成31年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名(債券については発行体名)と当該有価証券の時価総額を公表した。</p> <p>加えて、ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」を刊行しており、令和元年8月には第二回目の報告書となる「2018年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。同報告書では、当法人が平成30年12月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言への賛同を表明したことを受け、TCFDの提言に沿った情報開示を初めて行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要4</p>	<p>「長期国際分散投資の効用」、「ESG(環境・社会・ガバナンス)投資の意義」という3つのメッセージが伝わる広報をさらに強化する必要性を確認するなど広報の方向性を明確化した上で、広報戦略に沿って広報の充実・強化の取組を行っている。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「実質的な運用利回り」について解説するコンテンツ「GPIFの運用目標」の追加など、ホームページ、Twitterでの情報発信を強化。 ・ 新たに策定した基本ポートフォリオの公表資料において、概ね100年間の年金積立金の見通し、近年の経済情勢、基本ポートフォリオの策定プロセス、基本ポートフォリオのリスク検証やリターン分布、ストレステストについて、図表も活用しながら分かりやすく説明。また、参考資料として、長期運用の意義、国内外の債券・株式のインカムゲイン等を説明する資料を添付し、新たな基本ポートフォリオ策定の背景にある考え方について分かりやすく説明。 <p>等の取組を行っている。</p> <p>法人が定期的に行っている年度の運用状況を含む業務概況書及び四半期の運用状況の公表の際には、年金積立金運用の基本的考え方(長期の運用であること等)についても発信を行ったことによって、年金積立金運用に関する理解が深まりつつあることがうかがわれる。</p>
--	---	---	--	---	--	---

<p>用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表すること。</p> <p>上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。</p>	<p>による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p>	<p>コミュニケーションツール（SNSを含む）の位置づけ等を明確化するとともに、広報活動の評価（効果測定を含む）を行う。</p> <p>（2）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。</p>	<p>積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。</p> <p>（2）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとと</p>	<p>に訴求する取り組みを行った。また、昨年度に作成し、役職員が登壇する大半の講演で活用している公的年金制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用を平易に伝える内容のパンフレット「GPIF って、なに？」を動画化し、動画を YouTube や Twitter 等で配信した。YouTube では積立金の役割や ESG 投資の解説など多様なコンテンツの動画を掲載しており、作成した動画コンテンツは、ホームページや Twitter にも掲載することで横展開し、有効的に情報発信をしている。</p> <p>運用の高度化については、ESG・スチュワードシップをはじめ海外メディアでの報道も引き続き高水準であり、オルタナティブ投資や AI については海外メディアからも評価され、様々な賞（Asian Investor 誌の「Japan」部門、IPE 誌の不動産カテゴリー「New Comer Investor」部門、EQ Derivative 誌の「革新的研究」部門等）を受賞した。</p> <p>Twitter 公式アカウントでは、291 回の情報発信を行い、フォロワー数は昨年度末比プラス 3,033 の 27,973、インプレッション（閲覧）数は 3,454,746 回となった。</p> <p>令和元年度は、基本ポートフォリオの公表時の報道では、前回（平成 26 年）の基本ポートフォリオ変更時と比較し、公的年金制度における積立金の役割に言及する落ち着いた報道がなされており、「年金積立金の役割」及び「長期分散投資の効果」についてのメディアへの一定の効果が表れている。</p> <p>また、平成 28 年度から実施している広報効果測定調査において、GPIF を知っていると回答した認知者ベースでは、「国民の年金の運用を安心して任せられる」、「高度で先進的な運用を行っている」など、信頼感を示す設問に「そう思う」と回答した人の割合は令和 2 年 2 月の直近調査まで上昇傾向にある。このことから、一般国民の管理運用法人への信頼感が増しているといえる。</p> <p>対マスメディアやホームページ、SNS 等で「積立金の役割」、「長期分散投資」、「累積の運用実績」をテーマに積極的に情報発信を続けた結果、GPIF に対する正しい認知が一定数得られている。</p>	<p>（2）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書やホームページにおいて説明しているほか、主要 4 資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金財政における積立金の役割に対する理解を深めるうえで重要な概念「実質的な運用利回り」（スプレッド）について分かりやすく解説するコンテンツ「GPIF の運用目標」を追加し、Twitter でも発信した。スプレッドについては理事長による年頭の記者懇談会でもホームページの図表を使いながら説明し、その模様は YouTube でも配信した。さらに、ESG 投資は長期投資家としての GPIF が資本市場から安定的な投資収益を得るための一手法であり、持続的な取り組みにするためには投資先企業や国民はじめステークホルダーの理解向上が不可欠との観点から、若い世代かつ金融に詳しくない層を意識した ESG 解</p>	<p>資産の時系列データや身近な例を活用し、長期分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホームページのコンテンツを充実させるとともに、年金財政における積立金の役割に対する理解を深めるうえで重要な概念「実質的な運用利回り」（スプレッド）について分かりやすく解説するコンテンツ「GPIF の運用目標」を追加し、Twitter でも発信した。スプレッドについては理事長による年頭の記者懇談会でもホームページの図表を使いながら説明し、その模様は YouTube でも配信した。</p> <p>加えて、ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から平成 30 年より「ESG 活動報告」を刊行している。令和元年 8 月には第二回目の報告書となる「2018 年度 ESG 活動報告」を刊行し、同 9 月には同報告書の英語版を公表した。同報告書では、当法人が平成 30 年 12 月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース」（TCFD）の提言への賛同を表明したことを受け、TCFD の提言に沿った情報開示を行った。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。</p>	<p>また、ESG 投資に関する情報開示の取組として、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った情報開示を新たに行うなど、より一層の開示情報の拡充を行っている。法人が実施した機関投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケート結果によれば、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に沿った情報開示を含む GPIF の ESG 活動報告の開示については、回答企業のうち約 7 割の企業が評価している。</p> <p>法人が令和元年度に実施した「広報効果測定調査」では、法人を「信頼できる」との評価が GPIF の認知者ベースで 33.1%（前年度比 +4.1%）、「信頼できない」との評価が 27.7%（前年度比 ▲6.4%）となり、評価が改善している。また、法人の広報活動に関する調査項目（情報を適切なタイミングで発表している、積極的な情報開示をしている、納得感が高い説明を行っている）は、いずれも前年度比で改善している。</p> <p>中期目標において「透明性の向上」は年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから重要度が高いとしているところ、法人が広報活動の方針に基づいて広報の充実・強化のための各種取組を実施し、法人に対する</p>
--	---	---	---	---	---	--	---

			<p>もに、国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実・強化のための取組を行ったか。</p>	<p>説コンテンツ「ESG 図解」を作成した。</p> <p>このほか、役職員の講演等への国内外での登壇は増加し、令和元年度は ESG を中心に 88 件の講演を行った。</p> <p>オルタナティブ資産については、オルタナティブ投資の意義や目的、現在行っている投資の仕組みや、各分野における投資の方針、投資の進捗状況、具体的な投資事例等を業務概況書において相応のページを割いてできるだけ分かり易く説明している。既に投資を開始しているファンド毎の時価総額や運用パフォーマンスについて、伝統的資産同様の開示を行っている。また、オルタナティブ資産に係る運用機関の公募及び情報提供の受付については、平成 29 年度よりホームページに掲載している。</p>	<p>制度における年金積立金の役割や長期分散投資の効用を平易に伝える内容のパンフレット「GPIF って、なに？」を動画化し、動画を YouTube や Twitter 等で配信した。</p> <p>Twitter 公式アカウントでは、291 回の情報発信を行い、フォロワー数は昨年度末比プラス 3,033 の 27,973、インプレッション（閲覧）数は 3,454,746 回となった。</p> <p>令和元年度は、基本ポートフォリオの公表時の報道では、前回（平成 26 年）の基本ポートフォリオ変更時と比較し、公的年金制度における積立金の役割に言及する落ち着いた報道がなされており、「年金積立金の役割」及び「長期分散投資の効果」についてのメディアへの一定の効果が表れている。</p> <p>また、平成 28 年度から実施している広報効果測定調査において、GPIF を知っていると回答した認知者ベースでは、「国民の年金の運用を安心して任せられる」「高度で先進的な運用を行っている」など、信頼感を示す設問に「そう思う」と回答した人の割合は令和 2 年 2 月の直近調査まで上昇傾向にある。このことから、一般国民の管理運用法人への信頼感が増しているといえる。</p> <p>対マスメディアやホームページ、SNS 等で「積立金の役割」、「長期分散投資」、「累積の運用実績」をテーマに積極的に情報発信を続けた結果、GPIF に対する正しい認知が一定数得られている。</p> <p>オルタナティブ資産については、オルタナティブ投資の意義や目的、現在行っている投資の仕組みや、各分野における投資の方針、投資の進捗状況、具体的な投資事例等を業務概況書において相応のページを割いてできるだけ分かり易く説明している。既に投資を開始しているファンド毎の時価総額や運用パフォーマンスについて、伝統的資産同様の開示を行っている。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。</p>	<p>評価の改善が見られることは高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を高められるよう、様々な情報発信ツールを活用しつつ、国民に対する情報公開・広報活動の一層の充実をめるとともに、その評価や効果の把握・分析に努めることが望まれる。</p>
			<p>(3) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等</p>	<p>(3) 業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から見直しを行い、ホームページにおいて公表した。</p>		

を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。

(4) ホームページについて、資料をより迅速に掲載するとともに、利用者アクセスの利便性を図る。また、英文情報発信の一層の拡大を図る。

(5) 平成30年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については、7月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。また、平成31年度の四半期の運用状況については、

(3) 各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。

(4) CMS 機能を活用し迅速かつ柔軟にホームページの資料掲載等を行った。また、海外メディアや海外取引先の利便性向上のため、英語版ホームページにおいて、業務方針の翻訳版をはじめとした英語版コンテンツの掲載を拡充した。

(5) 透明性の向上を図るため、平成31年度計画において、2018年度の業務概況書は7月の第一金曜日、2019年度の各四半期の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合はその前日)を公表日とすることとし、公表を行った。

【公表日】

業務概況書 (2018年度)	第1四半期 (2019年度)	第2四半期 (2019年度)	第3四半期 (2019年度)
R元. 7. 5	R元. 8. 2	R元. 11. 1	R2. 2. 7

(3) 適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。

			<p>期末日の翌々月の第一金曜日にホームページ等により情報を公開する。</p> <p>具体的な公表日は、平成30年度の管理及び運用実績の状況は7月5日に、平成31年度の四半期の運用状況は8月2日、11月1日、2月7日とする。</p> <p>(6) 監査委員会及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。</p> <p>(7) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。</p>	<p>(4) 監査委員会及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。</p>	<p>(6) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。</p> <p>(7)</p> <p>①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和2年3月26日）し、令和元年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載。</p> <p>②令和2年3月に改訂された日本版スチュワードシップ・コードの改訂内容も一部先取りし、株式以外の資産における取組状況や議決権行使助言会社の活用状況について報告。</p> <p>③当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることを改めてスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告。</p> <p>④個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。</p> <p>⑤「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載。</p>	<p>(4) 適切に監査委員会及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	--	---	---	--	--	--

		<p>(8) 運用受託機関等の選定等については、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保する。</p> <p>さらに、経営委員会の審議の透明性の確保を図るため、議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表する。</p> <p>加えて、管理運用法人が行う年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表する。</p> <p>(9) 運用における ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観</p>	<p>(5) 運用受託機関等の選定等については、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性の確保が図られているか。</p> <p>(6) 経営委員会の議事録及び議事概要をそれぞれ厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに公表するよう所要の手続きを進めたか。</p> <p>(7) 保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表したか。</p>	<p>(8) 運用受託機関等の選定等については、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど、経営委員会による適切な監督の下で、その透明性を確保することとされているが、令和元年度においては、該当事項はなかった。</p> <p>開催された経営委員会に係る資料及び議事概要等について、市場への影響等に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに、公表した旨を Twitter で情報発信した。</p> <p>また、運用委員会の議事録については、一定期間（7年）経過した第54回～第62回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。</p> <p>なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定める期間（7年）経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。</p> <p>加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成31年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表した。</p> <p>(9) 環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みを積極的に推進している。このような ESG の取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG 活動報告」を刊行している。令和元年8月には第二回目の報告書となる「2018年度 ESG 活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表した。同報告書では、当法人が平成30年12</p>	<p>(5) 令和元年度においては、該当事項はなかった。</p> <p>(6) 適切に経営委員会の議事概要を公表するとともに、議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(7) 年金積立金の管理及び運用の透明性をさらに高めるため、平成31年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名（債券については発行体名）と当該有価証券の時価総額を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
--	--	--	---	--	---	--

			点から ESG 活動報告を作成する。		月に「気候変動関連財務情報開示タスクフォース」(TCFD) の提言への賛同を表明したことを受け、TCFD の提言に沿った情報開示を初めて行った。当法人では、E S G への取組みの効果を毎年繰り返し確認することで、長期的な効果の検証につなげていく。		
--	--	--	--------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	基本ポートフォリオ等		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
基本ポートフォリオを検証した回数	適切な資産構成割合の管理	1回	1回	1回	1回	1回	1回			予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
基本ポートフォリオの見直しを行った回数	適切な資産構成割合の管理 (見直しを行った年は業務量が増えるため高く評価)	1回または0回	0回	0回	0回	0回	1回			決算額（千円）				
										経常費用（千円）	-	-	-	-
										経常利益（千円）	-	-	-	-
										行政コスト（千円）	-	-	-	-
										従事人員数	-	-	-	-

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) モデルポートフォリオの策定 他の管理運用主体(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)と共同し	5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (1) モデルポートフォリオの策定 経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められてい	5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項		5. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	<評定と根拠> 評定：B 「基本ポートフォリオ等」は、長期的な観点から運用目標に沿ったモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオに即した基本ポートフォリオを定めるとともに、定期的に検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、見直しの検討を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、モデルポートフォリオに即した基本ポートフォリオを定めることとされているのに対し、	評定 A	<評定に至った理由> 中期目標においては、基本ポートフォリオについて、運用目標に沿った資産構成とすること等としている。 令和元年度は、令和2年度からの中期計画に向けて、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初となる基本ポートフォ

<p>て、基本ポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。</p> <p>経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たって、モデルポートフォリオを参酌して法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。</p> <p>(2) モデルポートフォリオの見直し</p> <p>策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定</p>	<p>る専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定する。なお、経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに当たっては、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。</p> <p>(2) モデルポートフォリオの見直し</p> <p>策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるとき、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、これを変更する。また、モデルポートフォリオ策定時に想定しないか等についての検証</p>		<p><評価の視点></p> <p>(1) 経営委員会は、モデルポートフォリオを策定するに際して、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定しているか。</p> <p>(2) モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討</p>		<p>第4期中期計画に向けた、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初めてとなるモデルポートフォリオを参酌した基本ポートフォリオを策定した。</p> <p>基本ポートフォリオの策定にあたっては、期待リターンの推計については、一つの手法に依存せず、複数の手法を組み合わせることで推計精度の向上を図った。</p> <p>積立金額（名目）のピークは、それ以降は運用収益だけではキャッシュアウトが賄えなくなることを意味し、運用の実務上重要な時点であることから、50年後までの範囲で、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金額の推移を財政上の予定された積立金額と比較することとした。</p> <p>以上を踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(2) (4) 令和2年度からの第4期中期計画(5ヵ年計画)に向けた、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初めてとなる基本ポートフォリオを策定した。新しい基本ポートフォリオは、経営委員会において13回にわたり議論を重ね決定し、令和2年4月1日より適用となった。</p> <p>経営委員会での議論を円滑に進めるため、平成30年2月より経営委員会の下に経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、基本ポートフォリオに関連する事項について、多面的かつ包括的、技術的な観点から32回に及</p>	<p>リオを策定した。</p> <p>新たな基本ポートフォリオは、期待リターンの推計において複数の手法を組み合わせることにより推計精度の向上を図り、最適化の精度の向上を図っている。</p> <p>また、株式リスクの管理強化の観点から、従来の4資産の乖離許容幅に加えて、債券・株式それぞれにおいて内外資産を合算した全体についても新たに乖離許容幅を設定し、基本ポートフォリオに基づく運用リスク管理の強化を図っている。</p> <p>さらに、新たな基本ポートフォリオで長期間運用した場合に財政検証で予定された積立金額（予定積立金額）を下回るリスクがどの程度あるかの検証を行い、新たな基本ポートフォリオで運用した場合に予定積立金額を下回る確率（リスク）は基本ポートフォリオ変更前と比べて低下しており、運用目標を満たしつつ下振れリスクの最小化を図った最も効率的なポートフォリオを策定していることは高く評価できる。</p> <p>新たな基本ポートフォリオは、従前の基本ポートフォリオと比べて国内債券の割合が減少した（35%→25%）一方で外</p>
--	---	--	--	--	--	--

<p>した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。</p> <p>(3) 基本ポートフォリオの策定 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理</p>	<p>は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。</p> <p>(3) 基本ポートフォリオの基本的考え方 経営委員会は、基本ポートフォリオをモデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に</p>		<p>を行っているか。 また、定期的な検証の必要性について検討を行ったか。</p> <p>(3) 経営委員会は、基本ポートフォリオを、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏</p>		<p>ぶ検討を重ねた。 基本ポートフォリオの策定にあたっては、 ・厚生労働省が実施する財政検証の結果や、厚生労働大臣から与えられる中期目標を踏まえるとともに、被用者年金一元化後の積立金運用を担う4管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを参酌した。 ・また、世界経済は低位安定的な成長を遂げているが、先進各国の政策金利は、世界金融危機以降、歴史的な低水準で推移しており、特に国内においてはその傾向が顕著となっている状況等を踏まえた。 期待リターンの推計については、一つの手法に依存せず、複数の手法を組み合わせることで推計精度の向上を図った。手法の組み合わせとしては、従来通りの方法に加えて、市場時価総額に内在すると考えられる均衡収益率も勘案することとした。 財政検証における積立金額(名目)の推移を見ると、ケースによってピークの時期は異なるものの、およそ50年後までは積立金の元本を取り崩す必要がなく、運用方針を維持できることが見込まれる。積立金額(名目)のピークは、それ以降は運用収益だけではキャッシュアウトが賄えなくなることを意味し、運用の実務上重要な時点であることから、50年後までの範囲で、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金額の推移を財政上の予定された積立金額と比較することとした。 以上により、所期の目標を達成したと考える。</p> <p>(3) 基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考えられる。</p> <p>(課題と対応)</p>	<p>国債券の割合が増加し(15%→25%)、国内株式及び外国株式の割合は維持された(それぞれ25%)ところ、その公表の際には、新たな基本ポートフォリオ策定の背景にある考え方(GPIF)のような長期運用を行う投資家は資産を長期保有することで債券の利子や株式の配当の形で世界の経済成長の果実を着実に獲得することが可能であること、国内外の債券の金利や株式の配当利回りの差を踏まえると外国債券や株式のインカムゲインにより安定的な収益が期待できること等)についても併せて公表しており、高く評価できる。 以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成していることから、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p>
--	---	--	--	--	---	---

<p>及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p>	<p>認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から策定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。</p>	<p>まえて長期的な観点から策定しているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮したか。</p> <p>(4) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。</p>	<p>(1) 基本ポートフォリオ ①基本ポートフォリオの変更</p> <p>令和2年度からの第4期中期計画(5ヵ年計画)に向けた、被用者年金一元化後及び経営委員会発足後初めてとなる基本ポートフォリオを策定した。新しい基本ポートフォリオは、経営委員会において13回にわたり議論を重ね決定し、令和2年4月1日より適用となった。</p> <p>経営委員会での議論を円滑に進めるため、平成30年2月より経営委員会の下に経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、基本ポートフォリオに関連する事項について、多面的かつ包括的、技術的な観点から</p>	<p>特になし</p>	
<p>(4) 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み</p>	<p>(4) 基本ポートフォリオ</p> <p>基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。</p> <p>なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。</p>	<p>(1) 基本ポートフォリオ</p> <p>モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。</p> <p>ただし、国内債券の償還金及び利金が積み上がる中、近時の市場環</p>			

<p>必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。</p>	<p>・資産構成割合 国内債券35% 国内株式25% 外国債券15% 外国株式25% ・乖離許容幅 国内債券±10% 国内株式±9% 外国債券±4% 外国株式±8% (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。</p>	<p>境において国内債券への機械的な再投資は必ずしも被保険者の利益にならない可能性があることを踏まえ、当面の対応として、国内債券の資産構成割合の乖離許容幅については、弾力的に適用する。 なお、弾力的に適用する場合であっても、国内債券と短期資産を合算した資産構成割合は国内債券の乖離許容幅の範囲にとどめるとともに、市場環境を踏まえたリスク管理を徹底した上で、経営委員会に適切に状況報告を行い、市場環境等に変化があれば、本措置を見直すこととする。 また、為替ヘッジ付き外国債券については、近時の市場環境下では国内債券の代替として有効な資産となっていることを踏まえ、そのリスク・リターン特性が国内債券に近いことを考慮して、乖離許容幅管理上、外</p>	<p>32回に及ぶ検討を重ねた。 年金積立金の運用については、将来の安定的な年金給付に向けて、足下の運用環境の変化や将来想定される運用環境に対応しながら、長期的に年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することが必要である。 その上で、基本ポートフォリオの策定にあたっては、 ・厚生労働省が実施する財政検証の結果や、厚生労働大臣から与えられる中期目標を踏まえるとともに、被用者年金一元化後の積立金運用を担う4管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを参酌した。 ・また、世界経済は低位安定的な成長を遂げているが、先進各国の政策金利は、世界金融危機以降、歴史的な低水準で推移しており、特に国内においてはその傾向が顕著となっている状況等を踏まえた。 新しい基本ポートフォリオは、このような背景のもと、年金財政上必要な利回りを満たしつつ、最もリスクの小さいポートフォリオを選定した結果、国内債券の割合が減少した一方、外国債券の割合が増加した。 なお、基本ポートフォリオについては、マクロ経済や市場等の動向を注視しつつ、策定時に想定した運用環境から乖離がないか、適時適切に検証を行い、必要に応じて見直しの検討を行うこととしている。 基本ポートフォリオは、運用目標（実質的な運用利回り※：1.7%）を満たしつつ、最もリスクが小さいポートフォリオを選定した。 ※名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたスプレッド。 乖離許容幅については、従来の4資産の幅に加えて、株式リスクの管理強化の観点から、債券全体・株式全体についても設定した。この結果、株式の保有上限は、各資産の乖離許容幅のみを踏まえれば、実質的に内外債券の合算である50%+13%となるところ、株式全体の乖離許容幅によって、50%+11%に制限されることになる。</p>		
---	--	--	---	--	--

国債券の資産構成割合から控除し、国内債券の資産構成割合に算入する。

さらに、次期基本ポートフォリオ案の策定に伴い、各資産の資産構成割合の乖離許容幅について、必要に応じてその適用の在り方を検討する。

- ・資産構成割合
国内債券 35%
国内株式 25%
外国債券 15%
外国株式 25%
- ・乖離許容幅
国内債権 ±10%
国内株式 ±9%
外国債券 ±4%
外国株式 ±8%

(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限と

(変更前)

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	35%	15%	25%	25%
乖離許容幅	±10%	±4%	±9%	±8%



(変更後)

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式
資産構成割合	25%	25%	25%	25%
乖離許容幅	各資産	±7%	±6%	±8%
	債券・株式	±11%		±7%

- ・オルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他経営委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。ただし、経済環境や市場環境の変化によって5%の上限遵守が困難となる場合には、経営委員会による審議・議決を経た上で、上振れを容認する。
- ・為替ヘッジ付き外国債券及び円建ての短期資産については国内債券に区分し、外貨建ての短期資産については外国債券に区分する。
- ・経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえて、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができることとする。ただし、その際の見通しは、合理的な根拠を持つものでなければならない。

②基本ポートフォリオの策定方針

期待リターンの推計については、一つの手法に依存せず、複数の手法を組み合わせることで推計精度の向上を図った。手法の組み合わせとしては、従来通りの方法に加えて、市場時価総額に内在すると考えられる均衡収益率も勘案することとした。

期待リターン及びリスク・相関係数の推計には政策ベンチマークを使用した。期待リターンの推計期間としては、ポートフォリオの最適化を行う上で財政検証の前提を参照するため、財政検証の長期の経済前提の設定に用いる経済モデルが一般的に想定する期間を勘案して25年間とした。

中期目標では、経済前提のすべてのケースの実質的な運用利回りに対応する値として、ケースⅢの1.7%

		<p>(5) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める</p>	<p>する。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。 さらに、厚生労働大臣から示される積立金基本指針及び厚生労働省で行われる財政検証に基づき、次期モデルポートフォリオ案を他の管理運用主体と共同して策定する。 また、次期モデルポートフォリオ案を参酌し管理運用法人の次期基本ポートフォリオ案を策定する。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>		<p>が運用目標と設定されたことを踏まえ、期待リターン（対賃金）を設定する際の賃金上昇率の前提となる経済シナリオは、ケースⅢを用いた。 期待リターンの推計方法の改善に伴い、最適化の精度が向上し適切な構成割合の導出が見込まれたことから、必要利回りの設定以外の制約条件（各資産の大小関係等）は設定しないこととした。 リスク制約は、従前同様に、運用利回りが名目賃金上昇率を下回るリスク（下方確率）が全額国内債券運用の場合を超えないこととしたほか、賃金上昇率を下回った場合の平均的な不足率（条件付平均不足率）をリスク尺度として最適化を行った。 財政検証における積立金額（名目）の推移を見ると、ケースによってピークの時期は異なるものの、およそ50年後までは積立金の元本を取り崩す必要がなく、運用方針を維持できることが見込まれる。積立金額（名目）のピークは、それ以降は運用収益だけではキャッシュアウトが賄えなくなることを意味し、運用の実務上重要な時点であることから、50年後までの範囲で、変更後の基本ポートフォリオで運用した場合の積立金額の推移を財政上の予定された積立金額と比較することとした。 なお、今回の基本ポートフォリオ策定では、現下の低金利情勢を踏まえて、国内債券と円貨短期資産及びヘッジ付き外国債券は同等のリスク・リターン特性を持つものと考え、国内債券に位置づけた。併せて、短期資産の中にある外貨短期資産は、外国債券に位置づけた。</p> <p>(2) 基本ポートフォリオの見直し (1)に記載のとおり (P. 45 参照)</p>		
--	--	--	---	--	---	--	--

	<p>場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ(基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。)を策定する。</p>	<p>これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオの検討を行う。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>該当なし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-6	管理及び運用に関し遵守すべき事項		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
スチュワードシップ活動に関する運用受託機関へのヒアリング社数	スチュワードシップ活動の把握	20社 (すべての国内株式運用受託機関)	20社 (すべての国内株式運用受託機関)	16社 (すべての国内株式運用受託機関)	34社 (すべての内外株式運用受託機関)	40社 (すべての内外株式運用受託機関)	32社 (すべての内外株式運用受託機関)
スチュワードシップ活動に関するアンケート回答数	スチュワードシップ活動の把握	—	260社 (対象40社、回答率65%)	272社 (対象40社、回答率68%)	619社 (対象2052社、回答率30%)	604社 (対象2129社、回答率28%)	622社 (対象2160社、回答率31%)
アンケート回答企業へのエンゲージメントに関するヒアリング数	スチュワードシップ活動の把握	—	31社	16社	20社	21社	20社
企業・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回	2回	2回	1回
グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回	2回	2回	—
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
予算額（千円）							
決算額（千円）			—	—	—	—	—
経常費用（千円）			—	—	—	—	—
経常利益（千円）			—	—	—	—	—
行政コスト（千円）			—	—	—	—	—
従事人員数			—	—	—	—	—

《インプット情報の記載が困難な理由》
当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
6. 年金積立金	6. 年金積立	6. 年金積立金		6. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	<評定と根拠>		評定 A

<p>の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p>	<p>金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>	<p>の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>(1) 受託者責任の徹底</p> <p>慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。</p>		<p>(1) 受託者責任の徹底</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成31年4月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>前年度に引き続き1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するeラーニングを実施した。さらに、役職員の懲戒処分及び制裁処分を受けた再発防止策として、臨時コンプライアンス研修を実施するなど綱紀粛正に努め、役職員の意識の向上を図った。</p>	<p>評定：A</p> <p>「管理及び運用に関し遵守すべき事項」は、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めることとされている。また、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととされている。</p> <p>以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響について配慮することとされているのに対し、適切に配慮を行った。企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこととされているのに対し、平成29年6月に株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を制定し、管理運用法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示した。また、令和元年度においては、両原則の改正を令和2年2月に行い、ホームページで公表の上、運用受託機関向け説明会で改訂の趣旨を説明した。民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととする一方、運用受託機関に対して、両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求めた。</p> <p>スチュワードシップ責任を果たすため、基本的な方針に沿った対応を行うこととされているのに対し、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。機関投資家が日本企業に対してどのようにダイバーシティに関するエンゲージメントを進めるのかの知見を高めるた</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること等としている。</p> <p>令和元年度における年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金については、市場に影響を与えずに利用可能な財投債ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金及び利金等を活用することにより対応するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際には原則として現物移管により実施することにより、市場及び民間の活動への影響に対する配慮を行っている。</p> <p>中期目標においては、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うことや、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととしている。</p> <p>令和元年度は、スチュワードシップ責任を果たすための方針及びスチュワードシップ活動原則を改定し、スチ</p>
--	---	--	--	--	---	--

<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時</p>	<p>< 評価の視点 > (1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底したか。</p> <p>(2) 市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないよう努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。</p> <p>(3) 民間企業の経営に対し</p>	<p>(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 令和元年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利息等を活用することにより対応した。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。</p> <p>民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。</p>	<p>め、令和元年12月に30%Club Japanに参加した。さらに、国連が提唱する責任投資原則（PRI）で各種Committeeに所属しているほか、ICGN（International Corporate Governance Network）、米国の公的年金基金が設立したCII（Council of Institutional Investors）にも新たに参加し、国内外関係団体・機関との連携強化を図り、スチュワードシップ活動の向上に努めた。加えて、当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表（令和2年3月26日）した。これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられることから、Aと評価する。</p> <p>【評価の視点】 (1) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮</p>	<p>ュワードシップ活動の対象の全資産への拡大や、企業だけでなくインデックス会社等の関係者と幅広くエンゲージメントを行うことを定めるとともに、「議決権行使原則」を改定し、議決権行使は年間を通じたエンゲージメントの一環として行うこと等、運用受託機関に期待する事項を明確化した。その上で、運用受託機関との双方向のコミュニケーションを重視したエンゲージメントを実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求める等の取組を実施している。</p> <p>また、前年度に引き続き、「スチュワードシップ活動報告」の公表や「東証一部上場企業向けアンケート」を実施し、「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催する等、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の取組や課題を把握する等の取組を継続的に行っている。</p> <p>さらに、コーポレート・ガバナンスの向上とスチュワードシップ活動の促進に向けて取り組む業界団体であるICGNに新たに参加するなど、スチュワードシップ活動の深化に向けた取組を着実に進めている。</p> <p>法人が実施した機関投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企</p>
---	---	---	--	---	---	---

<p>努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期</p>	<p>期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。 ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期</p>	<p>期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。 ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使を含むスチュワードシップ活動の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すこ</p>	<p>て過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。 （4）運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。 （5）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すことを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。</p>	<p>① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。 ② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 平成29年6月に株式運用受託機関向けのスチュワードシップ活動原則及び議決権行使原則を制定し、管理運用法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方、期待する事項を明示。 令和元年度においては、以下の改正を2月に行い、ホームページで公表の上、運用受託機関向け説明会で改訂の趣旨を説明。 『スチュワードシップ活動原則』 ・スチュワードシップ活動の対象を全資産に拡大 ・スチュワードシップ活動と運用の連携、企業だけでなくインデックス会社など関係者と幅広くエンゲージメントを行うこと、ESGに関する様々なイニシアティブへの積極的な参加を求めた。 『議決権行使原則』 ・議決権行使は年間を通じたエンゲージメントの一環として行うことを明記 ・少数株主の権利を守る議案への言及 ・企業から要請があった場合には、議決権行使の判断理由を詳細に説明することを求めた。 イ 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わ</p>	<p>しており、所期の目標を達成していると考える。 （4）運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。 （5）株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応しており、所期の目標を達成していると考える。</p>	<p>業向けアンケート結果によれば、回答企業のうち約8割の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価しており、前年度比で評価が上昇している。 投資先企業の長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、被保険者のために長期的な収益の向上を目指す観点から、令和元年度に法人が行った以上の取組については、法人に対する評価の改善が見られることも踏まえ、所期の目標を上回って達成していることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 受託者責任の徹底や、市場及び民間の活動への影響に対する考慮など、年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項について、適切な対応を行うことが望まれる。</p>
---	---	---	---	---	--	--

的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。
 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。

運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(平成26年2月26日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、スチュワードシップ責任(機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、

とを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関からは、議決権行使に係るガイドラインの提出及び議決権行使状況の年2回の報告を求める。ガイドライン及び議決権行使状況を含む運用受託機関のステュワードシップ責任に係る取組については、平成29年6月1日制定の「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」を踏まえた管理運用法人と運用受託機関間の双方向のコミュニケーションによるエンゲージメントを通じた評価を行う。

ないこととする一方、運用受託機関に対して、アで示した両原則と管理運用法人の考えを説明、対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。

ウ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延べ13ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。

エ 令和元年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ51ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。令和元年度における行使状況は次のとおりである。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数： 32ファンド
 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド

b 行使内容

●国内株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和元年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	224,058 (88.9%)	331 (15.7%)	—
反対	27,857 (11.1%)	1,779 (84.3%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合計	251,915 (100.0%)	2,110 (100.0%)	254,025

当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。)を果たす上で、の基本的な方針に沿った対応を行う。

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

【参考：平成30年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成30年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	169,708 (89.6%)	149 (9.6%)	—
反対	19,620 (10.4%)	1,397 (90.4%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
合計	189,328 (100.0%)	1,546 (100.0%)	190,874

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数：19ファンド

株主議決権を行使しなかった運用受託機関数：0ファンド

b 行使内容

●外国株式

(単位：延べ議案数)

行使内容	令和元年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	170,365 (87.5%)	3,515 (53.5%)	—
反対	22,760 (11.7%)	2,886 (44.0%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	1,671 (0.9%)	165 (2.51%)	—
合計	194,796 (100.0%)	6,566 (100.0%)	201,362

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。

【参考：平成30年度】

(単位：延べ議案数)

行使内容	平成30年度		
	会社提案	株主提案	総議案数
賛成	208,097 (89.7%)	4,020 (54.6%)	—
反対	23,068 (9.9%)	3,249 (44.2%)	—
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—
棄権	857 (0.4%)	89 (1.2%)	—
合計	232,022 (100.0%)	7,358 (100.0%)	239,380

(注) 割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

オ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。

- ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
- ・行使体制
- ・行使状況

令和元年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

カ 運用受託機関とのコミュニケーションを従前の一方的な「モニタリング」モデルからステュワードシップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを重視した「エンゲージメント」モデルへ転換。これに伴い、運用受託機関とのミーティングも年に1回の総合評価ミーティングとは別にステュワードシップミーティングをはじめ、その時々テーマや必要に応じてミーティングやアンケートを都度実施し、年間を通じて活動を評価する体制に変更。この評価結果は平成30年度及び令和元年度の総合評価に反映させた。

④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》(平成29年5月29日改訂日本版ス

(6) 日本版ステュワードシップ・コードを踏まえ、ステュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿っ

④

ア 令和元年11月にステュワードシップ責任を果たすための方針を一部改定。また、令和2年2月にはステュワードシップ活動原則、議決権行使原則を一部改定し、ステュワードシップ活動の対象資産を全資産へ拡大すること、ステュワードシップと運用の連携、様々な関係者とのエンゲージメントの実施の要請などを明記。

(6) 投資原則、ステュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてステュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定(令和2年2月一部改定)のステュワードシップ活動原則及び議決権行使原則において期待する事項を明確化。これらを双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメントを実施。運用受託機関におけるステュワー

		<p>チュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ)を踏まえ、平成29年8月1日改定の「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に沿った対応を行う。</p> <p>また、スチュワードシップを重視した運用受託機関のビジネスモデルに対応した評価方法や手数料体系を検討する。</p> <p>さらに、アセットオーナーである管理運用法人と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場として企業・アセットオーナーフォーラムを開催するとともに、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場としてグローバル・アセットオーナーフォ</p>	<p>た対応を行ったか。</p>	<p>イ 「スチュワードシップ活動報告」を公表(令和2年3月26日)。</p> <p>a 令和元年の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報告。</p> <p>b 管理運用法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める (comply or explain) ことを改めてスチュワードシップ活動報告において明示。</p> <p>c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表。</p> <p>d 令和2年3月に再改訂されたスチュワードシップ・コードの内容も先んじて取り入れ、株以外の資産の活動についても記載を拡充した他、新たにコードで求められることになる議決権助言会社の活用方法についても記載。</p> <p>ウ 国内株式パッシブ運用において、昨年度に初めて採用したスチュワードシップを重視したビジネスモデルの運用受託機関のエンゲージメントの特徴、ここまでのエンゲージメントの状況についても初めてスチュワードシップ活動報告で言及。既存先については引き続き、KPIの達成状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていくとともに、新規採用の拡大を目指す。</p> <p>エ 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題等を把握する観点から以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「東証一部上場企業向けアンケート」を実施。 ・複数の企業から「アセットオーナーであるGPIFと企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受けて設立された「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた管理運用法人を含む運用業界全般に対する要望事項を、運用受託機関とのエンゲージメントで活用 ・企業には統合報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、GPIFの運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表。 ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の30%Club および米国のThirty Percent Coalitionにオブザーバーとして加盟しているが、30%Club Japan が新たに発足したため、機関投資家が日本企業に対 	<p>ドシップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動が企業からどのように受け止められているかを把握するため東証一部上場企業を対象に企業向けアンケートを実施。「企業・アセットオーナーフォーラム」を開催しているほか、Climate Action100+などグローバルなイニシアティブへの参加も行い、スチュワードシップ活動の向上に努めた。</p> <p>オルタナティブ資産の運用においてESGの取組み状況の把握のため、プライベート・エクイティ分野、不動産分野、インフラストラクチャー分野それぞれにおいて運用受託機関との運用ガイドライン/LP契約等にてESGに関する報告を義務付けている。また、インフラストラクチャー分野、グローバル不動産分野においては、運用受託機関(ゲートキーパーおよびファンド・オブ・ファンズ)自身の責任投資原則(PRI)への取組み体制、投資先である個別ファンドのPRIへの署名を含むESG活動へのエンゲージメントの状況について総合評価の機会等において確認を実施した。国内不動産分野においては、会計年度末に年次のESGレポートを受領し、ESG課題の把握、および当該年度における具体的な活動状況、翌年度以降の方針等について報告を受けると共にディスカッションを実施した。また不動産分野においては投資先運用機関のESG活動を評価、モニターする為の国際的枠組みであるGRESBに加入し、今後も積極的に運用機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオESGの観点からの改善を行っていく。</p> <p>以上により、所定の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。</p>	
--	--	--	------------------	--	---	--

			<p>ーラムを開催し、外国株式運用受託機関のステュワードシップ責任に係る取組状況についての評価にも活用する。</p>		<p>してどのようにダイバーシティに関するエンゲージメントを進めるのかの知見を高めるため、令和元年12月に30%Club Japanにも参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月にサポーターとして参加した Climate Action100+(グローバルな環境問題の解決に大きな影響力のある企業と共同エンゲージメントを行う投資家主導のイニシアティブ)では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Groupにも参加した他、運用受託機関がどのように共同エンゲージメントをリードしているかを確認。 ・その他、国連が提唱する責任投資原則(PRI)で各種 Committee に所属しているほか、ICGN(International Corporate Governance Network)、米国の公的年金基金が設立した CII(Council of Institutional Investors)にも新たに参加し、国内外関係団体・機関との連携強化を図った。 ・グローバル・アセットオーナーフォーラムのメンバーである CalSTRS、USS とともにアセットオーナーによる共同ステートメントを公表。令和2年3月末現在で7か国、計10機関のアセットオーナーが署名。 <p>オ 令和元年10月～12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のステュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のステュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッシブに加え、アクティブ運用受託機関においてもステュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会の強化がなされ、年に1回の議決権行使への対応だけでなく通年でのステュワードシップ活動への本格的な取組、組織だった活動に深化するための取組が見られる。 ・管理運用法人のステュワードシップ活動原則、議決権行使原則への理解が不十分な運用受託機関があった。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。 ・ESG課題への取組については内外株式運用受託機関全社が行っていると回答。国内株式運用受託機関については過去と比べてE(環境)やS(社会)に対する取組も進んでいる。国内株式アクティブ運用においては、G(ガバナンス)に関する積極的なエンゲージメントに加えて、EやSに対する取組も進みつつある。 ・企業側の対応に時間がかかることが見込まれるケースでは議決権行使方針変更の公表から実際の適用まで一年間ほどの猶予 		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金</p>	<p>(3) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、</p>	<p>(3) 年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、</p>	<p>(7) 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 (8) 市場の価格形成等に配</p>	<p>期間を設け、その間に企業への周知、エンゲージメントを行う機関もあり、エンゲージメントと議決権行使の工夫を行う機関が見られるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の議決権行使結果の公表において、反対理由の記載や利益相反が起こりうる先についてフラグを立てるなどの工夫を行った機関もあった。 <p>カ 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ資産運用機関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に従い、以下の通り適切な対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための方針の他、スチュワードシップ・コードの各原則への対応方針を把握。 ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、及び投資判断時/モニタリング時におけるESG要素の考慮手法、および投資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等を確認。 ・運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取り組み状況に関する報告を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの、提出を義務付け。 ・上記活動を通じて法人内に蓄積された知見や、投資原則（PRI）が公表したESG活動に関する質問票等に基づき、外部コンサルとも協議しながら運用受託機関のスチュワードシップ評価基準を実効性が高い内容に見直しを実施。 ・「2018年度 ESG活動報告」にて、オルタナティブ資産の運用会社評価におけるESG要素の考慮に関して報告実施。 <p>(3) 年金給付のための流動性の確保 令和元年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利息等を活用することにより対応し、収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率的な現金管理を行ったことから、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、令和元年度においては、短期借入が必要</p>	<p>(7) 年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利息などでキャッシュアウトに対応できしており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(8) 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携</p> <p>他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力すること。</p>	<p>円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携</p> <p>他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力すること。</p>	<p>円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携</p> <p>他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力すること。</p>	<p>慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。</p> <p>(9) 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力すること。</p>	<p>となるような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。</p> <p>(4) 他の管理運用主体との連携</p> <p>モデルポートフォリオに関して、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団および当法人の4管理運用主体間で5回にわたる会議を開催し検討を行った。その結果、各団体の合意を得、モデルポートフォリオを変更することとした。</p> <p>また、第3回 GPIF Finance Awards の実施にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、表彰式・講演会を開催した。</p>	<p>化については、適切に行っており、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(9) 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団に対して必要な情報の提供を行い、相互に連携を図りながら、モデルポートフォリオを策定した。</p> <p>また、第3回 GPIF Finance Awards の実施においても国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得、表彰式・講演会を開催するなど、他の管理運用主体との連携・協力を行うことに努めており、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
---	---	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>該当なし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-7	管理及び運用能力の向上		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ																		
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）										
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度					
高度で専門的な人材数	管理及び運用能力の向上	—	7人	14人 (うち28年度は7人採用)	19人 (うち29年度は5人採用)	24人 (うち30年度は5人採用)	32人 (うち元(31)年度は8人採用)		予算額(千円)	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。								
								決算額(千円)	—						—	—	—	—
								経常費用(千円)	—						—	—	—	—
								経常利益(千円)	—						—	—	—	—
								行政コスト(千円)	—						—	—	—	—
								従事人員数	—						—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価			
8. 管理及び運用能力の向上 (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、そ	7. 管理及び運用能力の向上 (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行う。	7. 管理及び運用能力の向上 (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人		7. 管理及び運用能力の向上 (1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等 ① 令和元年度は、平成30年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務等を明確にした。 ア 当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたことに伴う専門的能力を有する人材 イ 分散投資を進めるためにオルタナティブ投資など	<評定と根拠> 評定：B 「管理及び運用能力の向上」は、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされている。また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討し、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材の受入に伴う環境整備、業績を定期的に評価するシステムの導入などを行うこととされているのに対し、必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務		評定	B	<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 高度で専門的な人材の確保・育成・定着に努めるとともに、運用の多様化・高度化に伴うリスク管理を強化すること

<p>の人材の受入に伴う環境整備を図ること。</p> <p>また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。</p> <p>専門人材の強</p>	<p>また、高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。</p> <p>さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、管理運用法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。</p> <p>なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行う。</p> <p>専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進する。</p>	<p>材の受入に当たっては、運用能力を発揮できるよう環境整備を行う。</p>	<p><評価の視点></p>	<p>による運用多様化やリスク管理の強化に伴う専門的能力を有する人材やこれらを進めていくに当たって必要となる法務の専門的知識を有する人材</p> <p>なお、これらの必要な人材採用にあたっては、客観的な視点における外部コンサルタントの評価(アセスメント)を加味した法人の審査により専門的な人材8名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、13名の正規職員を採用した(平成30年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて21名採用、令和元年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて21名採用)。</p> <p>専門的な人材等の受け入れに当たって、育児・介護中の人材についても柔軟な受け入れができるよう、平成28年度に新たに導入した早出遅出勤務制度(1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度)については、導入以来延べ15名が利用しており、育児・介護中の職員の柔軟な就労に寄与している。また、定時退勤や年次有給休暇の取得がしやすい職場環境作りにも取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="1190 1035 1804 1220"> <thead> <tr> <th>採用内訳(専門的な人材)</th> <th>採用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資戦略担当職員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>オルタナティブ運用担当職員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>委託資産管理・運用担当職員</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>	採用内訳(専門的な人材)	採用人数	投資戦略担当職員	1名	オルタナティブ運用担当職員	5名	委託資産管理・運用担当職員	2名	<p>等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を8名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、13名の正規職員を採用した(平成30年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて21名採用、令和元年度は専門的な人材と当該正規職員を合わせて21名採用)。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度を安定的に運用しており、定時退勤や年次有給休暇の取得がしやすい職場環境作りにも取り組んだ。高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っている。</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討することとされているのに対し、本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理ツールを積極的に活用する取組みとして、平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。オルタナティブ投資については、今後活用を想定するLPS投資の実行に向けた体制整備を継続した。現在投資一任形態で行うオルタナティブ投資の体制とLPSへの直接投資を行う為の、特にミドルバック体制面の検討を進め、外部コンサルタント、運用受託機関や資産管理機関からも情報収集し、現在の投資一任形態ではゲートキーパーが担う役割の内製化に向けた検証を行った。</p> <p>さらに、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされているのに対し、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。また、リーマンショック相当の市場急変といったストレステストを行うなど充実を図った。</p> <p>そのほか、運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替(市場デリバティブ)及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なシステム整備について検討する等、リスク管理フレームワークの高度化を進めた。</p> <p>以上により、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p>	<p>により、法人における管理及び運用能力の向上に努めることが望まれる。</p>
採用内訳(専門的な人材)	採用人数													
投資戦略担当職員	1名													
オルタナティブ運用担当職員	5名													
委託資産管理・運用担当職員	2名													

<p>化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進すること。</p> <p>上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。</p>		<p>② 高度で専門的な人材の管理運用法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。</p> <p>③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。</p> <p>④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法に</p>	<p>(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を行ったか。</p> <p>(2) 高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。</p> <p>(3) 高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図ったか。</p> <p>(4) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成</p>	<p>② 平成27年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)については、制度を適切に運用するため、新たに評価者となった者に対して評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。</p> <p>なお、令和元年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。</p> <p>③ 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。</p> <p>④ 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。</p>	<p>(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を8名採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、13名の正規職員を採用した(平成30年度は専門的な人材と正規職員を合わせて21名採用、令和元年度は専門的な人材と正規職員を合わせて21名採用)。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度の安定運用や、定時退勤・年次有給休暇の取得がしやすい職場環境作りにも取り組んでおり所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 平成27年度に導入した目標管理型人事評価については、安定的な運用を図るべく、新たに評価者となった者に対し研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果等を適切に用いた円滑な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--	---	---	--	--	--

<p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。</p> <p>また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。</p>	<p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。</p> <p>また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。</p>	<p>⑤ 専門人材の強化等については、経営委員会の適切な監督の下、推進する。</p> <p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、複線的なリスク管理を進める。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において、L P Sを活用した運用に取り組むことに伴い、必要なリスク管理体制を検討・構築する。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為替（市場デリバティブ）及び株価指数先物の運用に向けた体</p>	<p>より国民に分かりやすい説明を行う。</p> <p>果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。</p> <p>(5) 専門人材の強化・育成については、経営委員会の適切な監督の下、積極的に推進したか。</p> <p>(6) オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行ったか。</p> <p>(7) リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整</p>	<p>⑤ 令和元年度の職員採用については、平成29年度の経営委員会において議決された定員（職員147名）の範囲内において適切に進めた。</p> <p>なお、採用した高度で専門的な人材は、配属部署において正規職員の指導を行い、正規職員の業務遂行能力の向上に寄与している。</p> <p>(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化</p> <p>基本ポートフォリオの乖離許容幅内にアラームポイントを設定した乖離許容幅管理を引き続き行った。また、リスク管理ツールを用いて、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測したほか、バリュアットリスクを基本ポートフォリオと対比する VaR レシオを導入するなど、複線的なリスク管理を一層進めた。</p> <p>併せて、オルタナティブ投資において今後活用を想定するL P S投資の実行に向けた体制整備を継続した。現在投資一任形態で行うオルタナティブ投資の体制とL P Sへの直接投資を行う為の、特にミドルバック体制面の検討を進め、外部コンサルタント、運用受託機関や資産管理機関からも情報収集し、現在の投資一任形態ではゲートキーパーが担う役割の内製化に向けた検証を行った。</p> <p>また、L P S投資の実施へ備えるため、報告される各投資先ファンド等の定量的なパフォーマンスをモニターし、一定の水準を下回る投資先をモニタリング注視先、またその中でも実績不芳なものを不芳先として、大口先とともに動向をより注視することを決め、運用受託機関へ必要な対応を適切に取るための体制を強化し、パフォーマンスモニタリング、リスク管理の拡充を行った。</p> <p>運用にかかる損失の危険の管理を目的として、先物外国為</p>	<p>(5) 経営委員会で議決された定員の枠内で適切に職員採用を進めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(6) 本中期計画において導入したポートフォリオ全体のリスク管理ツールを積極的に活用する取組みとして、平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。具体的には、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、株価や為替の変化に伴う損益シミュレーション、ファクター相関等の分析を行い、経営委員会や運用リスク管理委員会に報告している。また、上記に加え、センシティブリティ分析を行い、資産構成割合への影響度分析を行うとともに、基本ポートフォリオとの推定トラッキングエラーを多角的に計測することにより、複線的なリスク管理を推進している。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考ええる。</p> <p>(7) フォワード・ルッキングなリスク分析としては、コンサルタントを採用し地政学リスクを把握し、リスク管理分析ツールの仮想シナリオによりストレステストを実施し、資産構成割合やリターンへの影響について分析するなど、フォワードルッキングなリスク分析を充実させた。また、リーマンショック相当の市場急変といったストレステストを行うなど充実を図った。</p>	
--	--	---	--	---	--	--

			<p>制を検討・構築する。</p> <p>また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、海外公的年金の実施事例等を踏まえ、ストレステスト等により多様な運用対象に対応する事前分析等を充実する。また、長期の多期間シナリオ分析及び信用リスク分析について調査・検討を行う。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けた調達を行う。</p> <p>運用の多様化に伴うリスク管理の高度化を推進するため、投資判断用データベース等の整備を進める。</p> <p>上記の取組みを通じて、運用リスク管理規程に基づき全体のリスク管理フレームワークの高度化を図る。</p>	<p>備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。</p>	<p>替(市場デリバティブ)及び株価指数先物の運用に向けた体制を検討するに際し、必要なシステム整備について検討した。</p> <p>また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、リーマンショック相当の市場急変といったストレステストを行うなど充実を図った。</p> <p>ポートフォリオ全体のリスク管理システムの運用について、次期中期計画に向けて海外公的年金へヒアリングを行った上で、公募を実施した。</p> <p>上記の取組みを通じて、全体のリスク管理フレームワークの高度化を図った。</p>	<p>以上により、リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
--	--	--	--	--------------------------------------	--	---	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-8	調査研究業務		
業務に関連する政策・施策	国民に信頼される持続可能な公的年金制度を構築し、適正な事業運営を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	年金積立金管理運用独立行政法人法第18条
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
GPIF Finance Awards 応募者数	調査研究の高度化	—		21名	23名	26名	—			予算額(千円)	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
GPIF Finance Awards 受賞者講演会参加者数	調査研究の高度化	—		167名	—	169名	136名		決算額(千円)						
										経常費用(千円)					
										経常利益(千円)	—	—	—	—	
										行政コスト(千円)	—	—	—	—	
										従事人員数	—	—	—	—	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
9. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充	8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活	8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 ① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行う。なお、調査研究の実施に当たっては、管理運用法人		8. 調査研究業務 (1) 調査研究業務の充実 ①管理運用手法の高度化を進めるため(1)「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての調査研究業務」、(2)「プライベートデットに関する調査研究業務」、(3)「第4期中期計画策定に資する調査研究業務」、(4)「オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」、(5)「機動的運用のためのリスク管理指標の共同研究業務」、(6)「ESG投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」、(7)「Society 5.0 for SDGsの実現に向けた共同研究業務」を行った。 (1)「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての調査研究業務」 平成29年度より継続している「人工知能(AI)が運用に与える	<評定と根拠> 評定：B 「調査研究」は、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされているのに対し、(1)「人工知能(AI)によるファンド行動学習についての調査研究業務」、(2)「プライベートデットに関する調査研究業務」、(3)「第4期中期計画策定に資する調査研究業務」、(4)「オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」、(5)「機動的運用のため		評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針> 「専ら被保険者の利益のため」という年金積立金運用の目的に即して調査研究業務を行

<p>できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。</p>	<p>用した管理運用法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。</p> <p>また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた管理運用法人の職員が担うことを検討する。</p>	<p>の職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図ったか。</p> <p>(2) 大学との</p>	<p>影響について」の調査研究において、これまでの研究では GPIF が委託する国内外の株式アクティブ運用会社の取引データを機械学習によって分析することで、投資スタイルの類型化やスタイルドリフトの発見等が可能であることが示された。令和元年度は、当該研究を進展させ、「ユニークさ」や「クセ」といった定量的に捕捉することが難しい情報の定量化を試み、取引行動からアクティブ運用者の過去と足元の投資行動の一貫性を捉える研究に取り組んだ。</p> <p>(2) 「プライベートデットに関する調査研究業務」</p> <p>当法人では、被保険者の利益に資することを前提に、運用対象の多様化に取り組んでおり、これまでの取り組みの例として、伝統的資産とリスク・リターン特性が異なるオルタナティブ資産への投資を行ってきた。本調査では投資の多様化を進めることを目的に、プライベートデット（私募債、バンクローン、ダイレクトレンディング、不動産ノンリコースローン、インフラストラクチャーデット等）が新たな運用対象となり得るかについて検討を行うため、調査研究を行った。</p> <p>(3) 「第4期中期計画策定に資する調査研究業務」</p> <p>当法人では、厚生労働大臣から指示される第4期中期目標を踏まえ、同目標の達成に向けた令和2年度から5年間の第4期中期計画を自ら定めることとなる。「専ら被保険者の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする」当法人においては、第4期中期計画の策定にあたって、長期的な観点から考えることが重要になる。そのため、当法人を取り巻く外部環境の長期的な変化に関する情報の収集、運用の高度化等を実現する為に必要な情報の収集、長期的な観点での当法人のあり方や課題についての調査を実施し、第4期中期計画の一層の質の向上のために、上記の情報収集及び調査研究の成果を同計画策定の際の材料として用いた。</p> <p>(4) 「オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究業務」</p> <p>オルタナティブ資産は、伝統的資産と比較して一般的に流動性が低く、運用手数料が高いといった傾向があるため、オルタナティブ資産の運用に取り組んでいく場面においては、年金給付に必要な流動性を確保するとともに、運用手数料とパフォーマンスについて妥当な評価を行うことが課題であると認識している。</p> <p>そのため、(i) オルタナティブ資産のパフォーマンスデータや指数に係る基本的事項に関する情報収集、(ii) 伝統的資産・上場資産によるオルタナティブ資産の複製手法に関する情報収集、及び (iii) 運用手数料とパフォーマンスの評価方法に関する情報収集を行い、</p>	<p>のリスク管理指標の共同研究業務」、(6) 「ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」及び(7) 「Society 5.0 for SDGs の実現に向けた共同研究業務」を実施し、実施にあたって、委託先や大学等と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、①マネージャー選定及び管理への活用、②投資の多様化、③長期的な観点での GPIF のあり方や課題についての情報収集、④オルタナティブ資産運用における一層の質の向上、⑤フォワードルッキングな先行指標を想定した新規のリスク管理指標、⑥ESG 投資の効果についての検証、⑦Society 5.0 for SDGs の実現という目的をもって行われた。各研究内容によって、実際の管理運用業務への活用時期は異なるが、いずれも業務を行う上で将来に向けて質の高い研究を行っている。</p> <p>また、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証・評価した。</p> <p>さらに、年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興するため、平成28年度に GPIF Finance Awards を創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、令和元年度においては、第3回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府大臣政務官等に来賓としてご出席いただいた。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期の目標を達成していると考えことから、Bと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 調査研究業務については、昨年度に体制を強化した調査数理室を軸に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し調査研究に取り組んでいることから、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(2) 管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施</p>	<p>うとともに、費用対効果の検証を含めて調査研究業務に関する PDCA サイクルの取組を強化することが望まれる。</p>
---	---	---	--	---	--	---

			<p>共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。</p>	<p>上記の複製手法及び評価方法について、導入に向けた検討を行う際の課題等を整理する必要がある。本調査研究においては、収集した情報及び研究成果をオルタナティブ資産の運用に係る検討材料として用い、今後のオルタナティブ資産の運用における質の一層の向上を図ることを目的としている。</p> <p>(5) 「機動的運用のためのリスク管理指標の共同研究業務」</p> <p>資産配分について機動的な運用を行うにあたっては、昨今、変動の激しい傾向にある経済環境や市場環境に係る分析について高度化を図っていく必要がある。そこで、機動的な運用のためのリスク管理について多角化を図るべく、新たなリスク管理指標の調査研究(共同研究)を開始した。当該研究については、これまでのトラッキングエラーや VaR といった現在のリスク状況を示す指標というよりは、フォワードルッキングな先行指標を想定しており、最新の理論研究(既存の枠組みを超えた新規の手法・研究等)を取り入れた新規のリスク管理指標を研究の対象としている。</p> <p>(6) 「ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究業務」</p> <p>超長期投資家かつユニバーサル・オーナーである GPIF は、環境・社会問題などの負の影響を減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進している。このような取り組みを行う上で、ESG 投資の分散投資効果やポートフォリオ効率性に対する効果を検証することは、より適切かつ効果的な ESG の取り組みを可能にするとともに、有効性に関しても客観的に評価する必要がある。</p> <p>具体的には、時間的な変遷や国別の差異の観点を含めた定量的な分析を行い、時系列分析の手法や国別の比較分析の手法が必要となる。特にマルコフスイッチング VAR モデル等を用いた高度な手法を用いることで、レジーム変化の検出やその条件の分析において、先進的かつ独自性の高い結果が得られることを目指している。</p> <p>(7) 「Society 5.0 for SDGs の実現に向けた共同研究業務」</p> <p>現在、デジタル革新(DX)の進展、経済社会構造の変化、地球環境問題への危機感の高まり、人々のマインドセットの変化など、従来の考え方では適用できない世界が訪れようとしている。そういった背景のもと、我が国では「Society 5.0 for SDGs」の実現により、中長期的な経済成長と持続可能な社会の構築を図ろうとしている。</p> <p>一方、わが国の産業界初のコンセプトである「Society 5.0」と、国連が提唱した「ESG 投資」との関連性に関する研究や実行は緒に付いたばかりであることから、積立金の運用において、投資先及び市</p>	<p>しており、実施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行うことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っている。</p> <p>さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、令和元年度においては、第3回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府大臣政務官等に来賓としてご出席いただいた。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができ、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	--	--	---	--	--	--

②年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として、「GPIF Finance Awards」を実施する。

場全体の持続的な成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であることを踏まえ、日本の経済界、アカデミア、投資家をそれぞれ代表する、経団連、東京大学、GPIFの3者で、Society 5.0 for SDGs 実現に向けた共同研究を行った。

調査結果では、わが国において、Society 5.0 for SDGsに資する企業の活動が、環境及び社会の持続可能性と経済の持続的な成長に貢献することが、企業、投資家、そして学術的な見地から、定量的にも定性的にも示された。

調査研究の結果を受け、今後 GPIF ではアクションプランの実施に向けて検討していくこととしている。

なお、実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。

②運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度に GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、令和元年度においては、第3回 GPIF Finance Awards 受賞者の表彰式を行い、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府大臣政務官等に来賓としてご出席いただいた。

(第3回 GPIF Finance Awards 受賞者)

氏名	役職
奥語 基裕	プリンストン大学 教授

(選考委員)

氏名	役職(選考時)
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、 ハーバード大学名誉教授、 MIT スローン・ビジネススクール教授
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授
植田 和男	共立女子大学国際学部教授 東京大学金融教育研究センター センター長

		<p>③内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者を活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場及び地政学的リスク等に関する情報収集・分析を行う。また ESG リスクの分析・管理のため、ESG に関する情報の整備・拡充を図る。</p> <p>④ 持続的な投資の促進に向け、調査研究を踏まえ、債券投資における ESG について、投資に向けた実務的な検討を行う。</p>		<table border="1" data-bbox="1080 92 1813 411"> <tr> <td></td> <td>(元運用委員会委員長)</td> </tr> <tr> <td>翁 百合</td> <td>(株)日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)</td> </tr> <tr> <td>福田 慎一</td> <td>東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)</td> </tr> <tr> <td>米澤 康博</td> <td>早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)</td> </tr> </table> <p>③ 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。</p> <p>④ 世界銀行グループとの調査研究を踏まえ、債券投資における ESG インテグレーションの最も直接的な方法であるグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を運用機関に提供した。まずは国際開発金融機関が発行するこれらの債券に限定。平成31年4月に世界銀行グループの国際復興開発銀行 (IBRD)、国際金融公社 (IFC) と始めたこの取組みは、その後、欧州投資銀行 (EIB)、アジア開発銀行 (ADB)、北欧投資銀行 (NIB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、イスラム開発銀行 (IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) に拡大し、令和元年12月末時点で10の国際開発金融機関とグリーンボンドなどの投資プラットフォームを構築している。</p> <p>同年3月には、運用機関からの要望を受け、政府系機関も投資対象となり、ドイツ復興金融公庫、スウェーデン地方金融公社、オランダ自治体金融公庫との投資プラットフォームを構築している。</p>		(元運用委員会委員長)	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)	米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)		
	(元運用委員会委員長)													
翁 百合	(株)日本総合研究所理事長 (金融審議会委員)													
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)													
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (元運用委員会委員長)													

<p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者</p>	<p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加え</p>	<p>⑤ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを管理運用法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。</p> <p>⑥ 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。</p> <p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報</p>	<p>(3) 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏洩対</p>	<p>⑤調査研究業務を統括するために昨年度に体制強化した調査数理室が、研究テーマの設定、研究成果の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1145 359 1768 909"> <tr> <td rowspan="6">研究 テーマ</td> <td>人工知能 (AI) によるファンド行動学習についての調査研究(平成 29 年度より継続)</td> </tr> <tr> <td>プライベートデットに関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>第 4 期中期計画策定に資する調査研究</td> </tr> <tr> <td>オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究</td> </tr> <tr> <td>機動的運用のためのリスク管理指標の共同研究</td> </tr> <tr> <td>ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究</td> </tr> <tr> <td>Society 5.0 for SDGs の実現に向けた共同研究</td> </tr> </table> <p>⑥情報収集・意見交換等</p> <p>国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の情報収集や意見交換を積極的に行った。</p> <table border="1" data-bbox="1095 1087 1697 1186"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>回数</th> <th>参加延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門調査機関等主催会議</td> <td>112</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 調査研究業務に関する情報管理</p> <p>当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。</p> <p>また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先候補者に対して、情報処理推進機構 (IPA) の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。</p>	研究 テーマ	人工知能 (AI) によるファンド行動学習についての調査研究(平成 29 年度より継続)	プライベートデットに関する調査研究	第 4 期中期計画策定に資する調査研究	オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究	機動的運用のためのリスク管理指標の共同研究	ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究	Society 5.0 for SDGs の実現に向けた共同研究	内容	回数	参加延べ人数	専門調査機関等主催会議	112	136	<p>(3) 委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考える。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
研究 テーマ	人工知能 (AI) によるファンド行動学習についての調査研究(平成 29 年度より継続)																			
	プライベートデットに関する調査研究																			
	第 4 期中期計画策定に資する調査研究																			
	オルタナティブ資産の複製手法に関する調査研究																			
	機動的運用のためのリスク管理指標の共同研究																			
	ESG 投資の分散投資効果とポートフォリオ効率性に関する共同研究																			
Society 5.0 for SDGs の実現に向けた共同研究																				
内容	回数	参加延べ人数																		
専門調査機関等主催会議	112	136																		

<p>又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。</p>	<p>て、管理運用法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底する。</p>	<p>告する。 また、選定先候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>	<p>策を徹底したか。</p>			
--	--	---	-----------------	--	--	--

4. その他参考情報

該当なし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	効率的な業務運営体制の確立		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		評価	理由
第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すこと。また、経費節減の	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 (1) 運用フロント部門の専門性を最大限に発揮させること及び業務の効率化を図ることを目的に、フロント部門(*1)それぞれにおいて行っていたミドル・バック業務を一元化し、当該業務を担わせる部門として運用管理室を「運用管理部」に昇格させ、その下に行政事務及び庶務業務を担う「運用支援課」と、資産管理業務を担う「資産管理課」の2課を設置した。 (*1) 市場運用部、投資戦略部、オルタナティブ投資室 また、その後、運用管理部の業務が軌道に乗り始めてきたことを踏まえ、企画部資金業務課を運用管理部に移管させ、同課で行っていた資金管理業務(*2)についても運用管理部において一元管理することとし業務の効率化を図った。 (*2) 法人全体の資金繰り(寄託金の受入・償還、国庫納付等)や資金配分・回収業務	<p><評価と根拠> 評価：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、経費節減の意識及び能力・実績を反映した実績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立することとされている。また、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、運用フロント部門の専門性を最大限に発揮させるための体制変更等に取り組み、組織編成を継続的に見直し、能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をした。 また、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図っており、特に統合ネットワーク環境を構築し、令和元年12月より稼働させ、業務運営の効率化及び安定化に大きく貢献した。また統合文書管理システム環境を構築し、令和元年11月より稼働させ、法人文書管理の紙から電子への移行を可能とし、業務運営の電子化、ペーパーレス化を大きく前進させたことを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。</p>		評価	B	<p><評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <今後の課題> 業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営体制の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めることが望まれる。</p>	

<p>価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>意識及び能力・実績を反映した業績評価等適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>(2)人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。</p> <p>(2)能力・実績を反映した人事評価制度を実施しているか。</p> <p>(3) 業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを發揮したか。</p>	<p>(2) 職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。</p> <p>令和元年度において、正規職員の実績評価については平成30年度下期実績評価（平成30年10月～平成31年3月）を平成31（令和元）年4～5月に実施し、その結果を令和元年6月期の賞与に、令和元年度上期実績評価（平成31（令和元）年4月～9月）を令和元年10月～11月に実施し、令和元年12月期の賞与に反映させた。</p> <p>正規職員の能力評価（平成31年1月～令和元年12月）については、令和2年1月に実施し、令和2年3月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和2年4月の昇給等へ反映させた。</p> <p>運用専門職員の実績・能力評価（平成30年4月～平成31年3月）については、平成31（令和元）年4～5月に実施し、令和元年6月期の賞与に反映させるとともに、令和元年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。</p> <p>その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評価を実施した。</p> <p>(3) 業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。</p> <p>投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。</p> <p>業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をネットワークの共有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。</p> <p>また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目（積極</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>(1) 運用フロント部門の専門性を最大限に発揮させるための体制変更等に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 能力及び実績の評価結果を昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアティブを發揮しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
---	---	---	---	--	---	--

<p>4. 業務の電子化の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組む、業務運営の効率化を図ること。</p>	<p>4. 業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組む、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>4. 業務の電子化の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化、RPA化等に取り組む、業務運営の効率性の向上を図る。特に、紙文書と電子文書の統合管理に向けた取組を推進する。</p>	<p>(4) 高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだ。</p>	<p>性)において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程(内部規程)に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。</p> <p>4. 業務の電子化の取組</p> <p>(1) 法人全体の業務運営の効率化及び安定化を図るため、システム更改の機会を捉え、インターネットを利用した通信環境と、データベースアクセス環境及び機密情報を格納するファイルサーバを有する環境を一体的に運用する、統合ネットワーク環境を構築し、令和元年12月より稼働させ、従来のシステム機能に加え、外部環境から全ての機能を操作できるリモートアクセス機能を具備し、テレワーク業務を可能とする等、業務運営の効率化及び安定化に大きく貢献した。</p> <p>(2) 紙文書と電子文書の統合管理として、統合文書管理システム環境を構築し、令和元年11月より稼働させ、法人文書管理の紙から電子への移行を可能とし、業務運営の電子化、ペーパーレス化を大きく前進させた。</p> <p>(3) 国内及び国外の債券及び株式に関する運用委託業務にて事務効率化を図るため、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA・EUCツールの導入を行った際、稼働に必要なシステム基盤を整備する等、RPA化等の取り組みに貢献した。多様化、高度化や国際化した対応に伴い、管理業務が増加していることから、定型オペレーションについてはRPAやEUCなどにより自動化を図った。</p> <p>これにより時間創出を図るとともに、属人化リスクや作業ミスを防ぐことができた。具体的には以下の取り組みを行った。</p> <p>開発案件 7部門17業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オルタナティブ投資室 1業務 ・総務部総務課 2業務 ・運用管理部 6業務 ・監査室 2業務 ・運用リスク管理室 3業務 ・総務部経理課 2業務 ・投資戦略部 1業務 <p><導入効果></p> <table border="1" data-bbox="884 1661 1611 1919"> <thead> <tr> <th></th> <th>導入前</th> <th>導入後</th> <th>実施効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体作業時間</td> <td>12,110分 (A)</td> <td>9,472分 (C)</td> <td>時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)</td> </tr> <tr> <td>うちユーザ</td> <td>12,022分</td> <td>3,147分</td> <td>時間創出効果：8,875分</td> </tr> </tbody> </table>		導入前	導入後	実施効果	全体作業時間	12,110分 (A)	9,472分 (C)	時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)	うちユーザ	12,022分	3,147分	時間創出効果：8,875分	<p>(4) 管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率性の向上を図っており、特に統合ネットワーク環境を構築し、令和元年12月より稼働させ、業務運営の効率化及び安定化に大きく貢献した。また統合文書管理システム環境を構築し、令和元年11月より稼働させ、法人文書管理の紙から電子への移行を可能とし、業務運営の電子化、ペーパーレス化を大きく前進させた。</p> <p>多様化、高度化や国際化した対応に伴い、管理業務が増加していることから、定型オペレーションについてはRPAやEUCなどにより自動化を図った。</p> <p>これにより時間創出を図るとともに、属人化リスクや作業ミスを防ぐことができた。具体的には以下の取り組みを行った。</p> <p>開発案件 7部門17業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オルタナティブ投資室 1業務 ・総務部総務課 2業務 ・運用管理部 6業務 ・監査室 2業務 ・運用リスク管理室 3業務 ・総務部経理課 2業務 ・投資戦略部 1業務 <p><導入効果></p> <table border="1" data-bbox="1813 1570 2540 1892"> <thead> <tr> <th></th> <th>導入前</th> <th>導入後</th> <th>実施効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体作業時間</td> <td>12,110分 (A)</td> <td>9,472分 (C)</td> <td>時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)</td> </tr> <tr> <td>うちユーザ作業</td> <td>12,022分 (B)</td> <td>3,147分 (D)</td> <td>時間創出効果：8,875分 (導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)</td> </tr> </tbody> </table>		導入前	導入後	実施効果	全体作業時間	12,110分 (A)	9,472分 (C)	時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)	うちユーザ作業	12,022分 (B)	3,147分 (D)	時間創出効果：8,875分 (導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)	
	導入前	導入後	実施効果																											
全体作業時間	12,110分 (A)	9,472分 (C)	時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)																											
うちユーザ	12,022分	3,147分	時間創出効果：8,875分																											
	導入前	導入後	実施効果																											
全体作業時間	12,110分 (A)	9,472分 (C)	時間削減効果：2,638分 (導入前の21.8%に相当) (E) = (A) - (C)																											
うちユーザ作業	12,022分 (B)	3,147分 (D)	時間創出効果：8,875分 (導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)																											

				<table border="1"> <tr> <td>ザ作業</td> <td>(B)</td> <td>(D)</td> <td>(導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)</td> </tr> </table> <p>(E) =時間削減効果 →ある作業に要する時間の削減（作業の効率化、短時間化）</p> <p>(F) =時間創出効果 →作業のうちユーザが手を動かす作業の削減（作業の省力化）</p> <p>このことにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の可視化による非効率な作業の改善および属人化の軽減 ・作業時間の短縮および担当者の時間創出 ・手作業の自動化による作業ミスの軽減による精度の向上を図ることができた。 <p>(4) 資産管理の在り方プロジェクトによる法人の将来的なデータ管理体系の整備方針に基づく「運用資産管理のためのデータウェアハウスサービス（DWHサービス）」を調達し、令和3年12月サービス稼働に向けた要件定義及び基本設計等具体的な手続きを進めている。</p> <p>また、データ利活用の観点から、BI ツール等の導入の検討を実施した。これらの法人内のデータ利活用・管理に係る機能強化を図るために、データマネジメント組織（DMO）の立上げに向けた方針検討を進めている。</p>	ザ作業	(B)	(D)	(導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)	<p>(E) =時間削減効果 →ある作業に要する時間の削減（作業の効率化、短時間化）</p> <p>(F) =時間創出効果 →作業のうちユーザが手を動かす作業の削減（作業の省力化）</p> <p>このことにより</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の可視化による非効率な作業の改善および属人化の軽減 ・作業時間の短縮および担当者の時間創出 ・手作業の自動化による作業ミスの軽減による精度の向上を図ることができた。 <p>資産管理の在り方プロジェクトからデータ管理の在り方プロジェクトへ発展する中で、データ管理の高度化の検討を実施した。データ収集の観点から、即時性の高い投資判断用データを収集するためのサービス業業者を調達し、令和3年の運営開始に向けプロジェクトを運営している。また、データ利活用の観点から、BI ツール等の導入の検討を実施した。これらの法人内のデータ利活用・管理に係る機能強化を図るために、データマネジメント組織（DMO）の立上げに向けた方針検討を進めている。</p> <p>以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>
ザ作業	(B)	(D)	(導入前の73.8%に相当) (F) = (B) - (D)						

4. その他参考情報

該当なし。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	6,007,898	7,459,470	
中期計画による節減額（千円）(イ)	—	—	29,789	41,843	56,393	60,206	80,506	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978	3,315,123	3,565,627	4,043,345	

注) 達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる 1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年10月から始まる被用者年金制	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成27年	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）等に基づき平成31年度に新規に		2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 (1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.34%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 また、「基本的な方針」において、法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。このことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するもので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしているが、令和元年度においては、該当する取組はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 「業務運営の効率化に伴う経費節減」は、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.34%以上の効率化を行うこととされている。また、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。毎年度平均で前年度比 1.34%以上の効率化という目標は、中期目標において設定されたものである。 以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和元年度の予算額は、前年度比 1.34%の節減を行っており、契約の適正化について	評定	B
				<評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <今後の課題> 業務運営の効率化に伴う経費節減に取り組み、人件費も踏まえつつ必要な人員体制の確保を図るとともに、契約の適正化に努めることが望まれる。			

度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から1.34%以上の効率化を図ること。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金

10月から始まる被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、平成26年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の

追加されるものや拡充される分を除き、平成30年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用人材の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、引き続き低減に努めつつ、運用受託機関の選定等を行う際には、運用実績や付加価値（スチュワードシップ活動を含む。）に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう努める。

<定量的指標>

一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。

<評価の視点>

(1) 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.34%以上の効率化を行ったか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から

(単位：百万円)

	26年度 基準年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
節減対象経費 (一般管理費 及び業務経 費)	2,223	3,123	4,208	4,493	6,008	7,459
中期計画による節減額	—	30	42	56	60	81
執行額	—	2,039	3,095	3,315	3,566	4,043

(注1) 令和元年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画による節減額（前年度の基準額に対し1.34%の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から1.34%の効率化を行う。

(注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

も適切に取り組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。

【定量的指標】

(1) 令和元年度の予算額は、平成30年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考えられる。

【評価の視点】

(1) 令和元年度の予算額は、平成30年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、1.34%の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考えられる。

<p>融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の8の(1)により対応すること。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</p>	<p>実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。</p> <p>また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、管理運用法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の7の(1)により対応する。</p> <p>なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</p>		<p>1. 34%以上の効率化を行ったか。</p> <p>(2)人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。</p> <p>(3)給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。</p> <p>(4)高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。</p> <p>(5)管理運用委託手数料については、各資</p>	<p>(2)人件費については、国家公務員の給与改定等に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、令和2年1月に役職員の給与の改正を行った。また、高度で専門的な人材8名の採用のほか、正規職員13名の採用等により、人員体制を確保した。</p> <p>(3)対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は、令和元年度で121.3と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。</p> <p>(4)高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表した。</p> <p>(5)管理運用委託手数料については、運用残高が増加したことや、外国株式を中心に目標超過収益率を上回るアクティブ運用機関があったことから、前年度比25億円の増加となった。</p>	<p>(2)人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材8名の採用のほか、正規職員13名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3)対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回っているが、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(4)「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(5)適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでいる。昨年度に導入した報酬水準の妥当性を検証するた</p>	
---	---	--	---	---	--	--

<p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。</p>	<p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により管理運用法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。</p>	<p>産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。</p> <p>(6) 法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。</p> <p>(以下は調達等合理化計画における評価指標)</p> <p>・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。</p> <p>・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることのできる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。</p> <p>・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を</p>	<p>オルタナティブ資産に係る管理運用委託手数料等の運用手数料については、投資家とのアラインメントがとれた成功報酬に重きを置いた報酬体系を導入した。管理報酬の水準に関しても、運用受託機関が提供する付加価値に応じた体系を追求するとともに、既に選定済の運用受託機関との合意内容に囚われず、新たな視点で適正水準の交渉を行い、効率化を実現した。</p> <p>また、平成30年度に導入した報酬水準の妥当性を検証するための仕組みを活用し、新規のアクティブ運用の報酬の妥当性を検証するとともに、運用コンサルタントによりパッシブ運用の手数料水準情報（増減傾向の情報を含む）を入手し、手数料の見直しについての検討を行った。</p> <p>3. 契約の適正化 令和元年度より、運用を担当する部門の調達案件を運用管理部に一元化することで、事務作業の効率化、第三者的な立場から予算執行をチェックすることによる相互牽制機能の拡充を図った。</p> <p>(1) 調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。</p> <p>【契約の実績】 (単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1172 1260 1941 1927"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(4.3%) 6</td> <td>(0.2%) 0.3</td> <td>(4.8%) 7</td> <td>(11.1%) 49.1</td> <td>(16.7%) 1</td> <td>(14,612.2%) 48.8</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(34.1%) 47</td> <td>(7.9%) 16.0</td> <td>(23.4%) 34</td> <td>(26.5%) 117.0</td> <td>(△27.7%) △13</td> <td>(632.8%) 101.0</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約（小計）</td> <td>(38.4%) 53</td> <td>(8.1%) 16.3</td> <td>(28.3%) 41</td> <td>(37.6%) 166.1</td> <td>(△22.6%) △12</td> <td>(919.1%) 149.8</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(61.6%) 85</td> <td>(91.9%) 185.0</td> <td>(71.7%) 104</td> <td>(62.4%) 275.3</td> <td>(22.4%) 19</td> <td>(48.8%) 90.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0)</td> <td>(100.0%)</td> <td>(100.0%)</td> <td>(5.1%)</td> <td>(119.3%)</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度		令和元年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(4.3%) 6	(0.2%) 0.3	(4.8%) 7	(11.1%) 49.1	(16.7%) 1	(14,612.2%) 48.8	企画競争・公募	(34.1%) 47	(7.9%) 16.0	(23.4%) 34	(26.5%) 117.0	(△27.7%) △13	(632.8%) 101.0	競争性のある契約（小計）	(38.4%) 53	(8.1%) 16.3	(28.3%) 41	(37.6%) 166.1	(△22.6%) △12	(919.1%) 149.8	競争性のない随意契約	(61.6%) 85	(91.9%) 185.0	(71.7%) 104	(62.4%) 275.3	(22.4%) 19	(48.8%) 90.3	合計	(100.0)	(100.0)	(100.0%)	(100.0%)	(5.1%)	(119.3%)	<p>めの仕組みを活用し、新規のアクティブ運用の報酬の妥当性を検証するとともに、運用コンサルタントよりパッシブ運用の手数料水準情報（増減傾向の情報を含む）を入手し、手数料の見直しについての検討を行うなど、管理運用委託手数料の低減を含む報酬水準の管理に努めている。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考え。</p> <p>(6) 運用を担当する部門の調達案件を運用管理部に一元化することで、運用を担当する部門が運用に関する専門性を高めることのできる体制を構築し、事務作業の効率化及び第三者的な立場から予算執行をチェックすることによる相互牽制機能の拡充などを実現することができた。</p> <p>調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「契約事務マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行っており、所期の計画を達成していると考え。 ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることのできる事由」に該当しているかの妥当性等の審議を行っており、所期の計画を達成していると考え。 ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めており、ほとんどの商品で目標を達成していることから、所期の計画を達成していると考え。 ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることのできる事由」に 	
	平成30年度		令和元年度			比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(4.3%) 6	(0.2%) 0.3	(4.8%) 7	(11.1%) 49.1	(16.7%) 1	(14,612.2%) 48.8																																																
企画競争・公募	(34.1%) 47	(7.9%) 16.0	(23.4%) 34	(26.5%) 117.0	(△27.7%) △13	(632.8%) 101.0																																																
競争性のある契約（小計）	(38.4%) 53	(8.1%) 16.3	(28.3%) 41	(37.6%) 166.1	(△22.6%) △12	(919.1%) 149.8																																																
競争性のない随意契約	(61.6%) 85	(91.9%) 185.0	(71.7%) 104	(62.4%) 275.3	(22.4%) 19	(48.8%) 90.3																																																
合計	(100.0)	(100.0)	(100.0%)	(100.0%)	(5.1%)	(119.3%)																																																

			<p>図ったか。</p> <p>・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。</p> <p>・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、経営委員会が重要事項と判断する事項について経営委員会の審議を経て議決を行うなど適切な監督がなされたか。</p> <p>・会計規程等の遵守の徹底について、調達に関わる職員を対象とした研修を年1回以上実施したか。</p>	<table border="1" data-bbox="1172 94 1941 157"> <tr> <td></td> <td>%)</td> <td>%)</td> <td>)</td> <td>)</td> <td>7</td> <td>240.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>138</td> <td>201.3</td> <td>145</td> <td>441.4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。</p> <p>(注3) 「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。</p> <p>【一者応札・応募状況】</p> <p style="text-align: center;">(単位：件、億円)</p> <table border="1" data-bbox="1172 556 1941 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">平成30年度</th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th>比較増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2者以上</td> <td>件数</td> <td>51</td> <td>96.2%</td> <td>33</td> <td>80.5%</td> <td>(△35.3%) △18</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>15.9</td> <td>97.6%</td> <td>115.5</td> <td>69.5%</td> <td>(625.4%) 99.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1者以下</td> <td>件数</td> <td>2</td> <td>3.8%</td> <td>8</td> <td>19.5%</td> <td>(300.0%) 6</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>0.4</td> <td>2.4%</td> <td>50.7</td> <td>30.5%</td> <td>(13045.0%) 50.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>件数</td> <td>53</td> <td>100.0%</td> <td>41</td> <td>100.0%</td> <td>(△22.6%) △12</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>16.3</td> <td>100.0%</td> <td>166.1</td> <td>100.0%</td> <td>(919.1%) 149.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。</p> <p>(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。</p> <p>(注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。</p> <p>(2) 重点的に取り組む分野</p> <p>調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。</p> <p>① 競争契約による調達</p> <p>令和元年度においては、「契約審査会審議案件登録等マニュアル」を廃止し、その後制定した「契約事務マニュアル」に基づき、契約審査会で調達仕様書が適正であるかの確認、概算所要額(見積)の根拠等の精査等を行った。</p>		%)	%)))	7	240.2		138	201.3	145	441.4					平成30年度		令和元年度		比較増△減	2者以上	件数	51	96.2%	33	80.5%	(△35.3%) △18	金額	15.9	97.6%	115.5	69.5%	(625.4%) 99.5	1者以下	件数	2	3.8%	8	19.5%	(300.0%) 6	金額	0.4	2.4%	50.7	30.5%	(13045.0%) 50.3	合計	件数	53	100.0%	41	100.0%	(△22.6%) △12	金額	16.3	100.0%	166.1	100.0%	(919.1%) 149.8	<p>該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認していることから、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・運用受託機関等の契約に関する案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議していることから、所期の計画を達成していると考ええる。</p> <p>・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和元年9月に実施し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めていることから、所期の計画を達成していると考ええる。</p>	
	%)	%)))	7	240.2																																																												
	138	201.3	145	441.4																																																														
		平成30年度		令和元年度		比較増△減																																																												
2者以上	件数	51	96.2%	33	80.5%	(△35.3%) △18																																																												
	金額	15.9	97.6%	115.5	69.5%	(625.4%) 99.5																																																												
1者以下	件数	2	3.8%	8	19.5%	(300.0%) 6																																																												
	金額	0.4	2.4%	50.7	30.5%	(13045.0%) 50.3																																																												
合計	件数	53	100.0%	41	100.0%	(△22.6%) △12																																																												
	金額	16.3	100.0%	166.1	100.0%	(919.1%) 149.8																																																												

(再掲)

(単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争・ 企画競争等	(38.4%)	(8.1%)	(28.3%)	(37.6%)	(△22.6%)	(919.1%)
	53	16.3	41	166.1	△12	149.8

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

(注3) 「一般競争・企画競争等」には、不落による随意契約を含む。

② 随意契約による調達

契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるをえない理由を公表しており、透明性の確保に努めた。

(再掲)

(単位:件、億円)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
随意契約	(61.6%)	(91.9%)	(71.7%)	(62.4%)	(22.4%)	(48.8%)
	85	185.0	104	275.3	19	90.3

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度伸率である。

③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特にコピー用紙の購入のほか、事務机、OA 機器等の調達に際しては、再生材料を多く使用しているものを選択する努力した結果、ほとんどの商品で目標を達成した。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

① 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約について、契約審査会において会計規程におけ

				<p>る「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを得ないものに限定されていることを確認した。なお、契約審査会には監査委員の出席を求め、その意見も聴くこととしている。</p> <p>運用受託機関等との契約案件については、経営委員会の適切な監督の下、執行部の専門性やその裁量を発揮させることを目的とし、経営委員会で管理運用業務に係る議決事項を審議するとともに、常勤監査委員が出席する投資委員会において、運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等を審議した。</p> <p>② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>令和元年度は引き続き、公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和元年9月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。</p> <p>また、「契約審査会審議案件登録等マニュアル」を廃止し、契約審査会に係る手続きに限定せず、契約に係る事務全般の取り扱いとした「契約事務マニュアル」を令和元年12月に制定し、調達事務を適正に進めるために遵守すべき事項を掲載し、各部室に周知した。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
該当なし。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）(ア)	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426	4,492,954	6,007,898	7,459,470	
中期計画による節減額（千円）(イ)	—	—	29,789	41,843	56,393	60,206	80,506	
達成度	—	—	100%	100%	100%	100%	100%	
(参考) 執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978	3,315,123	3,565,627	4,043,345	

注) 達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）で除した数値が、目標となる1.34%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成31年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 第4 予算、収支計画及び資金計画	<評価の視点> (1)「第2 業	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和元年度において、平成30年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1.34%を節減した予算（退職手当、システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費、短期借入に係る経費及び令和元年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。）を作成した。 令和元年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。 第4 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握	<評価と根拠> 評価：B 「財務内容の改善に関する事項」は、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営とされているのに対し、1.34%を節減した予算を作成しており、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 (1) 目標に沿った予算を作成し、適	評価 B	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 <今後の課題> 年金積立金は国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、予算の適正な執行や必要な見直しを行うPDCAサイクルの取組を強化することが望まれる。

	<p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 20,000億円</p> <p>2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>	<p>1. 予算 別表1のとおり</p> <p>2. 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3. 資金計画 別表3のとおり</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額 20,000億円</p> <p>2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>	<p>務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。</p> <p>(2) 実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から見直しを行ったか。</p>	<p>し、適宜見直しを行った。</p> <p>予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。</p> <p>第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第8 剰余金の使途 なし</p>	<p>正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(2) 該当なし</p> <p>〈課題と対応〉 特になし</p>	
--	---	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

該当なし。

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	その他の業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	X-1-1

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ自己 点検実施回数	情報セキュリティ 対策の強化	1回	2回	2回	1回	1回	1回	
標的型メール訓練実施 回数	情報セキュリティ 対策の強化	1回	2回	5回	5回	5回	3回	
情報セキュリティeラー ニング実施回数	情報セキュリティ 対策の強化	—	—	2回	2回	2回	1回	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価	理由	
第6 その他業 務運営に関する 重要事項 1. 内部統制の 一層の強化に向 けた体制整備 法人は、平成 26年10月3 1日に運用委員 会が建議した 「基本ポートフ ォリオ見直し後 のガバナンス体 制の強化につい て」に基づき、内 部統制等の体制	第9 その他 主務省令で定 める業務運営 に関する事項 1. 内部統制の 一層の強化に向 けた体制整備 平成26年 10月31日 に運用委員会 が建議した「基 本ポートフォ リオ見直し後 のガバナンス 体制の強化に ついて」及び経	第9 その他 主務省令で 定める業務 運営に関する 事項 1. 内部統制の 一層の強化 に向けた体制 整備 (1) 業務方法 書に基づき、内 部統制体制を 強化するため 設置した内部 統制委員会な どにより、リス ク管理やコン プライアンス	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 (1) 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」につ いて」(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業 務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部 統制委員会により適切に実施した。	<評価と根拠> 評価：B 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」は、 運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガ バナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体 制の一層の強化を図り、「独立行政法人の業務の適正を確 保するための体制等の整備について」に基づき業務方法書 に定めた事項の運用を確実に図ることとされている。また、 監査委員会の職務等の重要性に鑑み、監査委員会の職 務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委 員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることと されている。加えて、情報セキュリティ対策について、有 効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常 的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関にお ける情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組み を構築することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方 法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされている のに対し、新たな業務リスク等管理の試行結果を踏まえ、		評価	B	<評価に至った理由> 自己評価書の「B」と の評価結果が妥当である ことを確認できた。 <今後の課題> 内部統制の一層の強化 及び情報セキュリティ対 策の所要の取組を実施す ることが望まれる。

<p>の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。</p> <p>また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑</p>	<p>営委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、</p>	<p>の徹底を図る。</p> <p>(2) 新たな業務リスク等管理について、試行の結果を踏まえ、業務リスク等管理規程を制定し、管理運用法人の業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの対応等を行う。</p> <p>(3) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実</p>	<p><評価の視点></p> <p>(1) 平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本</p>	<p>(2) 新たな業務リスク等管理の試行結果を踏まえ、業務リスク等管理規程を制定した。規程等に則り業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、理事長を委員長とする内部統制委員会（令和元年5月・令和2年2月）において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決し、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>(3) 内部統制については、平成30年度に実施した内部規程等の点検により見直した内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。</p> <p>① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制</p> <p>法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。</p> <p>また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成31年4月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。</p> <p>前年度に引き続き1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するeラーニングを実施した。さらに、役職員の懲戒処分及び制</p>	<p>業務リスク等管理規程を制定した。規程等に則り業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、理事長を委員長とする内部統制委員会（令和元年5月・令和2年2月）において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決し、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。</p> <p>内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされているのに対しては、平成30年度に実施した内部規程等の点検により見直した内部統制の基本方針等に基づき適切に行った。</p> <p>監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させることとされているのに対し、監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することとされているのに対し、情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年を引き続き実施した。(3回)。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99%が遵守できていることを確認している。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>(1) 内部統制等の体制の強化については、平成30年度に実施した内部規程等の点検により見直した内部統制の基本方針等に基づき適切に行っており、所期の目標を達成していると考えられる。</p>	
--	---	--	---	---	---	--

<p>われることがないよう、役職員の再就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。</p> <p>さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役職員の再就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>施等を行う。</p> <p>また、運用受託機関等に対して、ガバナンス体制及び利益相反の防止体制の確立並びに関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p>	<p>ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。</p> <p>(2)「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。</p> <p>(3) 専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。</p>	<p>裁処分を受けた再発防止策として、臨時コンプライアンス研修を実施した。また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上を図る取組みを実施した。</p> <p>② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。</p> <p>また、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、理事長を委員長とする内部統制委員会（令和元年5月・令和2年2月）において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決し、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。（再掲）</p> <p>③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。</p> <p>また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。</p>	<p>(2) 業務方法書に定めた事項の運用について、新たな業務リスク等管理の試行結果を踏まえ、業務リスク等管理規程を制定した。規程等に則り業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針について、理事長を委員長とする内部統制委員会（令和元年5月・令和2年2月）において、「業務実施の障害となるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るための事項」を議決し、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。また、第2回内部監査における業務リスクの管理に関する内部監査において、新たな業務リスク等管理表における運用状況を確認し、適正に行われていることを確認しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(3) 法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックの改訂を行い、周知を図るとともに、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション及びコンプライアンスに関するeラーニングの実施、「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」の配信及びポスター掲示等を通して役職員の意識向上を図る取組みを実施した。</p> <p>以上により、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

				<p>(4) 運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。</p>	<p>(4) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。</p> <p>① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組 コ 資産管理上の留意点 <p>② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。</p> <p><運用受託機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号(86号報告書)等内部統制監査の項目等 <p>なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p><資産管理機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 	<p>(4) 投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており所期の目標を達成していると考えます。</p>	
--	--	--	--	---	---	---	--

				<p>オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等</p> <p>なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。</p> <p>オルタナティブ資産に係る投資一任契約形態での運用受託機関の選定については、業務方針に基づき候補者を評価し選定している。総合評価においては、主にガバナンス体制については「組織・人材」項目において評価し、利益相反の防止体制・関係法令等の遵守状況については「内部統制・事務処理体制」項目として評価している。「内部統制・事務処理体制」項目は、必要な体制の構築及び措置が講じられていない場合は評価点にかかわらず選定見送りとなる必須項目となっている。</p> <p>運用受託機関選定後は、投資一任契約において、関係法令等の遵守に関する事項を定め、加えて、定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っている。</p> <p>(5) 内部監査</p> <p>内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制の整備状況等に関する内部監査として内部統制に関する管理状況、内部統制の情報と伝達に係る統制環境の整備状況、全般的統制活動の整備状況、運用業務における統制活動の整備・運用状況の確認、業務リスクの管理に関する内部監査として業務リスク管理に係る運用状況の確認、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事務処理状況のほか、平成31年4月1日施行改正労働基準法の対応状況の確認、法人文書に関する内部監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認、広報等に関する内部監査として規程等に基づく公開状況の確認を行うなど、業務の適正かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。</p> <p>① 平成31（令和元）年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部監査及び情報セキュリティ内部監査をそれぞれ2回ずつ下表のとおり実施した。</p> <p>② 内部監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して内部監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。</p>	
--	--	--	--	--	--

内部監査 実施期間	対象者及び部室	備 考
元.5 ～ 元.9	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	調査数理室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	運用リスク管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	情報管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
	投資戦略部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	運用管理室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	市場運用部	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	オルタナティブ投資室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 (フォロー監査を含む) ・【第1回】情報セキュリティ内部監査
	インハウス運用室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 ・【第1回】情報セキュリティ内部監査)
経営委員会事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・【第1回】定期内部監査 	

	・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
経営委員会事務局	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
監査委員会事務局	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査
監査室	・【第2回】定期内部監査 ・【第2回】情報セキュリティ内部 監査

③ 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。

④ 平成31年4月付出納責任者の交代に伴い特別監査を実施し、監査調書を作成のうえ6月11日に監査結果報告を実施した。

⑤ 令和2年3月付出納責任者の交代に伴い特別監査を実施することとし、出納責任者に対して実査を行った(3月2日)、(監査調書作成及び監査結果報告等については次年度実施予定)。

(6) 監査委員会監査

① 監査委員会による監査については、平成30年度監査委員会監査計画(平成30年6月27日通知)、2019年度監査委員会監査計画(令和元年6月24日通知)に基づき、下表のとおり実施した。

年 月	対象部室等	実施内容等
元. 6	総務部	平成30年度決算(会計)監査
元. 6	理事長	平成30年度監査報告(内部統制を含む。)
元. 12 ～ 2. 4	経営委員 (委員長及び監査委員を除く)、理事長、理事及び監査対象部室等	経営委員長、経営委員、理事長、理事及び監査対象部室等(総務部、企画部、運用リスク管理室、情報管理部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、インハウス運用室、審議役(併)コンプライアンス・オフィサー、リーガル・オフィサー)に対する業務監査(各部室長及び次長へのヒアリング等)

通年	全部室	理事長・理事との面談、経営委員会、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、経営委員会への出席、各種会議資料・決裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧及び説明聴取等
----	-----	--

② 令和元年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績

ア 平成31（令和元）年度監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周知した。

イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。
 ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。

エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員会・契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという観点から日常的に監査・監視を実施した。

オ 監査委員会監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

カ 監査委員会が選定した監査委員が、役職員の不適切行為等につき、「制裁規程」及び「内部通報及び外部通報に関する規程」等に基づき調査を実施した。また、その経緯、実情を踏まえて、調査等の在り方等につき再検討し、内部諸規定の改正を含む改善策を経営委員会に提案した。

(7) 会計監査人の監査

会計監査人による監査については、平成30年度決算に係る会計監査及び令和元年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。

また、平成30年度決算に係る監査報告書については、6月開催の監査委員会及び経営委員会に報告した。

年 月	実施内容等
H31.4～R元.5	平成30年度の会計監査（期中監査）
R元.5～6	平成30年度の会計監査（期末監査）
R元.6	平成30年度の「独立監査人の監査報告書」受領
R元.11～R2.3	令和元年度の会計監査（期中監査）

(8) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査

情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部監査人（平成29年度から平成31（令和元）年度の複数年契約）により、下表のとおり実施した。その結果、総合的所見において、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が3項目あり、それら全ての項目が最高評価のレベル5を受けた。

また、評価レベルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されているとの報告を受けた。

なお、監査結果については、12月24日付で理事長に報告した。

年 月	実施内容等
元.10	監査実施計画の承認
元.10～12	平成31（令和元）年度マネジメント監査及び平成30年度実施監査のフォローアップ監査（予備調査及びヒアリング（最高情報セキュリティ責任者・情報管理部・オルタナティブ投資室））
元.12	調書作成
元.12	監査報告会

(9) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結等に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。

(5) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備しており、所期の目標を達成していると考えます。

(4) コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確

(5) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的に実施できるように、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。

<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のため</p>	<p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、管理運用法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行う。また、監査委員は、役員が不正の行為を行ったと認める場合には、その旨を理事長、経営委員会及び厚生労働大臣に報告する義務等を負っている。このような監査委員会の職務等の重要性に鑑み、法及びその他関</p>	<p>に実施する。</p> <p>(5) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役職員の再就職に関する制約に関して適切な運用を行う。</p> <p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>監査委員会は、以下の点を重点に監査及び監視を行う。</p> <p>(1) ガバナンス強化の一環として平成30年度に大幅に見直した内部規程の施行状況を監視し、その実効性を検証する。</p> <p>(2) 監査委員が契約審査会や投資委員会に陪席することにより、管理運用法人の契約関係の公正性を確認するとともに、監査委員会が外部有識者を含む契約監視委員</p>	<p>(6) 監査委員会は、法人の業務の監査を行うとともに、経営委員会の定めるところにより管理運用業務の実施状況の監視を行ったか。監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させたか。</p>	<p>(10) 利益相反防止等のため設けられている役員（非常勤の者を除く。）の再就職制限（退職後2年間、運用受託機関等への就職の自粛）については、人材確保の容易化の観点から、国家公務員及び他独法に倣った見直しを行い、法律で義務付けられている退職後2年間の金融事業者への再就職の届出については、平成29年のガバナンス改革の趣旨を踏まえて、経営委員会に報告した。</p> <p>2. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化</p> <p>(1) 監査委員会は、ガバナンス強化の一環として平成30年度に大幅に見直した内部規程の施行状況について、経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監視し、その実効性を検証した。</p> <p>(2) 監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、運用受託機関等との契約の公正性の確保のための取組み、調達手続等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況などについての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行った。</p> <p>(3) 監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人について、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室とは随時意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。</p>	<p>(6) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところによる管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させた。</p> <p>また、経営委員会は監査委員会の職務の執行のために必要な予算を手当てした。</p> <p>その他ガバナンス強化のための自主的な取組みとして、経営委員会は、管理運用法人の業務運営に関する情報収集をするために、経営委員会の事前説明会を実施するなど、委員会での議論に資する取組みを積極的に行い、経営委員会の意思決定機関及び監督機関としての実効性を向上させた。</p> <p>これら管理運用法人全体の取組みにより、ガバナンス強化に関する所期の目標を達成していると考え</p>	
--	--	--	--	---	--	--

<p>に必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させること。</p>	<p>係法令に基づき、監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、基本的方針に基づき、監査委員会の機能強化等を行うなど実効性を向上させる。</p>	<p>会を複数回開催し、管理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行う。 (3) 監査委員会が、会計監査人候補者の選定を行うとともに、会計監査人及び監査室との連携を一層強化して監査及び監視の実効性を高める。</p>				
<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等関係機関にお</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 また、管理運用法人の役職員のみならず</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ管理規程（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、管理運用法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることの確認を日常的に行う。 運用受託機関等において</p>	<p>(7) 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認したか。</p>	<p>3. 情報セキュリティ対策</p> <p>① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を平成31年1月から2月にかけて実施した結果、容易に攻撃が可能で且つシステムに深刻な影響を与える脆弱性やシステムへの侵入やページ改ざん、サービス停止攻撃、機密情報漏えいにつながる脆弱性については、対応の可否を判断した上で必要な対策を全て実施済み。 <p>② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検</p> <ul style="list-style-type: none"> セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施した。 システム更改を機に強化したセキュリティ対策のルール周知等を目的とした集合研修を2回実施し全役職員が受講した。 期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴を着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を1回実施した。 多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、昨年に引き続き、訓 	<p>(7) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策としてeラーニングを実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した(3回)。また、自己点検を実施し、すべての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を行っているか否かについて点検した結果、99%が遵守できていることを確認している。</p> <p>法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査を実施し、総合的所見において、5段階評価のうち昨年度よりも評価が上昇した項目が3項目あり、それら全ての項目が最高評価のレベル5を受けた。</p> <p>また、評価レベルが下がった項目はなく、セキュリティ対策水準が維持されているとの客観的評価を得ることができたことから所期の目標を達成していると考えられる。</p>	

<p>ける情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。</p>	<p>管理運用法人の外部の運用受託機関等における情報管理体制の有効性を管理運用法人が自ら評価する仕組みを構築する。</p>	<p>セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。</p>	<p>(8) 法人の外部の運用受託機関等における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。</p>	<p>練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった役職員に対する再訓練を実施するとともに、訓練の解説書を配布し、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化した。</p> <p>③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関等（延べ194社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことが明らかになった。 	<p>(8) 運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った。なお、フォローアップが必要な運用受託機関等は、認められなかった。有効性の評価開始後5年目にあつて、PDCAの改善プロセスは確立しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
<p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。</p>	<p>4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。</p>					

	<p>5. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>6. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>7. 職員の人事に関する計画 (1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。</p>	<p>4. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>5. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>6. 職員の人事に関する計画 (1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。また、政府の働き方改革実行計画(平成29年3月28日決</p>	<p>(9) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直したか。</p>	<p>4. 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>5. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。</p> <p>6. 職員の人事に関する計画 (1) 働き方改革の一環として令和元年度より施行された年次有給休暇の年5日間取得義務に対応すべく、毎月の経営企画会議において年次有給休暇の取得状況を周知するとともに取得促進を呼びかけることで、対象となる職員全員が年5日以上有給休暇を取得することができた。 その他は、第2の1の(1)に記載のとおり(P.70参照)。</p>	<p>(9) 運用フロント部門の専門性を最大限に発揮させるための体制変更等に取り組み、組織編成を継続的に見直しており、また、働き方改革関連法に基づく対応を適切に行ったことから所期の目標を達成していると考ええる。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

	<p>定)を踏まえる等、職員がより働きやすい環境の実現に向けて検討を行い、必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>(2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>(4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p>	<p>(10) 職員の努力及びその成果を適性に評価する人事評価を実施したか。</p> <p>(11) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。</p> <p>(12) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。</p>	<p>(2) 第2の1の(2)に記載のとおり (P.71 参照)</p> <p>(3) 職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。</p> <p>(4) 職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。</p> <p>①専門実務研修</p> <p>ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="1130 1255 1626 1352"> <tr> <td>研修回数</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>182人</td> </tr> </table> <p>イ 外部有識者研修 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成31(令和元)年度は、「気候変動リスク」、「ウーマノミクス」など時宜にかなった話題を取り上げた。</p> <table border="1" data-bbox="1139 1577 1635 1717"> <tr> <td></td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>研修回数</td> <td>12回(4~3月)</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>596名</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1110 1759 1783 1894"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>回</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31.4</td> <td>第1回</td> <td>・日本人のための第一次世界大戦史</td> </tr> </tbody> </table>	研修回数	2回	参加延べ人数	182人		令和元年度	研修回数	12回(4~3月)	参加延べ人数	596名	年月	回	内容	31.4	第1回	・日本人のための第一次世界大戦史	<p>(10) 能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(11) 職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>(12) 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考ええる。</p> <p>〈課題と対応〉 内部統制上の迅速な対応を怠ったことを理由とした制裁処分事案が発生したことを踏まえ、全役職員を対象とした臨時的コンプライアンス研修実施や、「行動規範」の周知徹底を図る等の措置を講じており、引き続き、内部統制体制の一層の強化に向けて、組織一丸となって取り組む。</p>	
研修回数	2回																					
参加延べ人数	182人																					
	令和元年度																					
研修回数	12回(4~3月)																					
参加延べ人数	596名																					
年月	回	内容																				
31.4	第1回	・日本人のための第一次世界大戦史																				

元.5	第2回	・暗号資産市場の現状と今後の見通し ・仮想通貨交換業におけるセキュリティ
元.6	第3回	・Using Information In Option Prices to Time Diversify Portfolio Returns
元.6	第4回	・気候変動リスクと「卒炭素」への道 ・地球環境と私たちの社会・経済
元.6	第5回	・ The Effects of Asset Purchases and Normalization of US Monetary Policy
元.7	第6回	・ウーマノミクスの意義
元.10	第7回	・世界のイノベーション投資とSDGs(社会課題解決:気候変動、都市化など)
元.10	第8回	・ Management of Performance Fees: Determining the Value of Performance Fees to Provide Uniform Comparison of the Total Management Fee Expense and the Impact on Manager Incentive of Fee Structure
元.11	第9回	・“ Climate Reality Leadership Community Training “ のフィードバック
2.1	第10回	・The challenge toward Net Zero
2.2	第11回	・日本初・国産ミドリムシバイオ燃料の取り組みについて-持続可能なエネルギー社会の実現に向けて-
2.2	第12回	・欧州における気候変動

ウ 海外研修等への派遣

国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査

等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。

出張月	場所
4月	ボストン
4月	ワシントン
4月	ロサンゼルス
5月	サンフランシスコ・ ポートランド・ジュノー・ サクラメント
5月	シンガポール
5月	ロンドン
6月	北京・大阪
6月	ロンドン・パリ・ アムステルダム・ボストン・ ニューヨーク
6月	ボストン
6月	フランクフルト
6月	ローマ
6月	ニューヨーク・ ワシントン・シカゴ
6月	杭州・香港
6月	マサチューセッツ
6月	ボストン
6月	ロンドン・ニューヨーク
7月	ニューヨーク
7月	パリ
7月	ボストン・ニューヨーク・ サンフランシスコ
8月	バンガロール・ムンバイ・ ジャカルタ
8月	サクラメント・ サンフランシスコ・ロンドン
8月	メルボルン・シドニー
9月	ヨーテボリ・オスロ・ コペンハーゲン・ アムステルダム・ロンドン
9月	ヘルシンキ・ロンドン
9月	パリ
9月	ストックホルム・アムステルダム
9月	ニューヨーク
9月	ニューヨーク・シカゴ

10月	ニューヨーク・ワシントン・シカゴ
10月	ワシントン・アトランタ・オースティン・ヒューストン
10月	メルボルン・オークランド・シンガポール
10月	香港・ドバイ
11月	ニューヨーク・ボストン
11月	ニューヨーク
11月	ロンドン
11月	ローマ
11月	エジンバラ・ロンドン
11月	ロンドン・チューリッヒ・フランクフルト
12月	ニューヨーク
12月	マドリード・ロンドン
1月	フィラデルフィア・ニューヨーク・サンフランシスコ
1月	ロンドン・ダボス
1月	ダブリン・ロンドン
1月	ミュンヘン・アムステルダム・パリ・ロンドン・トロント・シャーロット・ニューヨーク
2月	ロサンゼルス・サンフランシスコ・オマハ・ボストン
2月	ダブリン
2月	ストックホルム・オスロ・アムステルダム
3月	ボストン・ニューヨーク
3月	ロンドン

②内部統制等研修

ア 情報セキュリティ研修

情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。

研修回数	3回 (集合研修2回、eラーニング1回)
参加延べ人数	320名

イ 新人研修

令和元年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。

研修回数	11回 (4月、5月、6月、7月、9月、 10月、11月、12月、1月、2 月、3月)
参加延べ人数	20名

ウ 英語研修

国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。

研修期間	5月～7月
対象者	5人

エ その他（自己啓発研修）

外部有識者を講師として招き、研修を実施した。令和元年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。

研修回数	2回
参加延べ人数	242名

オ コンプライアンス研修

コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修を実施した。また、役職員の懲戒・制裁処分事案の発生を踏まえ、その再発防止策として、臨時コンプライアンス研修を実施した。

研修回数	3回 (集合研修1回、eラーニング2回)
参加延べ人数	496名

③専門資格取得等

ア 証券アナリスト資格取得

職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。

資格取得者は令和元年度末で55名となっている。

イ ITパスポート資格等の取得

年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携

					わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和元年度末のITパスポート資格者数は19名となっている。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
該当なし。							